

農業共同化の類型区分

綿谷 赳夫

- 一 類型区分にたいする考え方
 - 二 共同化の一〇類型 試案
 - 三 各類型における技術と経済との関連
- (一) 共同経営以外の諸類型のばあい
(二) 共同経営類型のばあい

一 類型区分にたいする考え方

ここで共同化とは、もちろん流通過程（販売・購買・金融）の共同化と区別されたものとしての、生産過程の共同化にほかならないが、さらにそのなかには本来の生産過程に先行するところの生産条件の共同整備と、本来の生産過程終了後に持ち越されるところの生産物の共同処理とが併せ含まれている。生産条件の共同整備とは、たとえば一定地域の農家が共同して耕地や水利施設、放牧採草地などの生産基盤を造成・改良ないし維持する活動、あるいは農事研究会などによる共同をつうじて経営者ないし技術担当者としての能力向上をはかる活動であり、生産物の共同処理とは、生産物の選別・包装・貯蔵・加工および運送における共同活動である。この両者は、いわば広義の生産過程の共同化にぞくするものだし、また本来の——狭義の——生産過程の共同化を成立発展させるための前提条件となるばあが多いが、これもやはり研究の対象から外しておく、したがって共同化の類型区分は、さしあた

り本来の生産過程の共同化だけを対象にして考えることになる。

そこでこのような共同化の類型区分を考えるばあい、これをどういう視角から行なうか、その方法論がまず最初に問題になる。いままでに発表された共同化にかんする研究文献から拾ってみると、(イ)共同化成立の場としての農業の経済構造の歴史的な段階におうじて、たとえば半封建的共同化——戦前段階——、「近代^{モダン}的」共同化——現在の段階——、社会主義的共同化を区分し、⁽¹⁾このうちの近代的共同化を現在の制約された条件のもとでの農業資本主義化の一変型とみなしたうえで、(ロ)かような性格の共同化を資本主義的な農民層分解——ないしはその現象形態としての農民階層分化——の視角から、たとえば宮原幸則氏のように個別経営補強々化型(……小農^{コノウ}地主意識……所得^{所得}地代確保)と大規模・集団営農指向型とに、後者をさらに勤労集団型(……集団所有・勤労者意識……完全労賃実現)と資本集団型(……資本所有・企業者意識……利潤確保)とに区分したり、また伊東勇夫氏のように労働手段の共同利用——第一形態——(生産費の節減・利潤・労賃・地代の顕現)、労働過程の共同化——第二形態——(労賃範疇の確立・確保)、自営農民の集団的共同経営——第三形態——(生産費節減による地代・利潤・労賃部分の確保)、企業的共同経営——第四形態——(超過利潤の確保)と区分したり、あるいは吉田六順氏のように富・中農層を主体とする企業共同化、中・貧農層を主体とする小企業共同化、兼業零細層の共同菜園化と区分したりするばあいがある。また、(ハ)共同化した経済主体の機能的性格が個別的小規模生産を支えている与件の変動にたいする一方的適応にとどまるか、むしろこの与件じしんを改変し、新しい大規模生産様式によって新しい生産力を形成しようとするかによって、渡辺兵力氏のように「適応の共同化」と「発展の共同化」とに区分するばあいもある。⁽³⁾さらに(ニ)共同化した農民集団の類型差において藤本潔氏のように地域集団を軸とする共同化、業種(目的)集団を軸とする共同

化、共同経営小集団を軸とする共同化と区分するばあいもある。さいごにもうひとつ、(ホ)共同化の形態が動態的にみてどのように変化するか、たとえば全面共同経営のような高度な共同化にまで発展するか、あるいは逆に個別的な経営方式に復帰するかという、共同化そのものの形態変化を視角にして区分するばあいもある。

これらの色々な視角からする類型区分は、けっして相互に矛盾するものではなく、むしろ補完しあうことによつて、はじめて共同化の体系的研究が可能になるのであり、そのいみでそれぞれ有意義な類型区分だと言えよう。ただ問題なのは、これらの視角からする類型区分が共同化の体系的な研究のどういう段階でそれぞれ実際に役立つかということである。たとえば、上で述べた(イ)農業構造の歴史的な段階や、(ロ)農民の資本主義的分解の視角からみた共同化の類型区分は、過去ないし現在における共同化事例そのものの実態を深く突込んだうえで、これと土地制度や部落・家の構造、各農民階層の動きとの関連を追求する段階になつて、はじめて実用性を發揮するものであり、(ハ)共同化した経済主体の機能的性格を視角にした類型区分も、現実の共同化の運営内容を技術的經營的側面から検討したうえで、それが参加農家の経営にあたる作用を明らかにする段階においてはじめて、実用性を發揮するものである。これらの類型区分はそれぞれ農業経済学や経営学の分野での高度な理論的視角にもとづくものであるだけに、現実の共同化事例そのものの十分な内容的検討をまつことなく、あまりに短兵急に適用するとすれば、単なる問題意識や理論的想定だけで現実の共同化を評価し、解釈してしまう危険がある。そうなると共同化の立ち入った実証的研究は無意味になるだけでなく、ひいては共同化政策の立案も慎重を欠くことになる。したがって当面まず必要なのは、共同化の実証的研究に入りこむ最初の段階ですぐ役に立つような、共同化の現象形態にそくした類型区分でなければならぬと思われる。それは同時に、たんに学者や研究者だけではなく、現地の指導者をふ

くめてだれでも理解できる常識的なものであったほうがよい。では(三)共同化した農民集団の類型差や(ホ)共同化の動態的な形態変化を視角とする類型区分はどうか。これらは、上記の各類型区分とはちがって現実の共同化をたんに現象的に概観する段階でも役に立ちそうである。だが農民集団の類型差による類型区分は、たしかに共同化主体の社会的性格を明らかにするものだが、げんみつには共同化そのものの類型区分と言えない。これが実用性を發揮するのは、まず共同化そのものの類型区分を行なうたうで、特定の類型の共同化がどうして特定の類型の農民集団を主体にしなければならぬかを問題にする段階においてである。これにたいして、共同化の動態的な形態変化による類型区分は、共同化そのものの類型区分にぞくしているが、これも本当に役立つのには、現実の共同化の将来についてある程度の見通しがつく段階になっていることが必要である。現在のように共同化が成立してまだ年月が浅いばあいに、この動態的な類型区分をいきなり現実の事例に適用するのは、やはり危険をとまなうのである。

したがって現状で必要なのは、共同化の静態的な現象面をありのまま概観するのにすぐ役立つような類型区分である。それは、どういう視角からなさるべきであろうか。さしあたり現存する共同化の事例をできるだけ広く集めて、それらの静態的な形態から帰納するほかはないが、このばあいの形態とは、本来の農業生産過程における生産要素——労働力、労働手段、労働対象および土地——の結合の形態が、どのていどまで共同化参加農家——個別経営——の内部結合から農家——個別経営——間の集団的結合に移行しているかということである。

このような類型区分の考え方ははっきり意識的に打ちだしたものとして、農林省からの委託で「共同化の成立条件と発展方向に関する研究」⁽⁹⁾を担当された野村千秋氏の見解をここで紹介しておこう。野村氏は、上記の研究課題

に答えるための出発点として共同化の概況調査にもとづく類型区分の試みをしているが、その考え方は、「まず共同化を静態的な実態としてとらえた」うえで、そのばあいこれを「労働力、労働手段、労働対象の生産要因の結合形態によって類型区分をする」ことであった（野村千秋編『共同化の成立条件と発展方向に関する研究（昭和三四年）』二〇頁）。私は、この考え方をきわめて地についた妥当なものだと思う。ところでこれと関連して注目すべき点は、かように生産要因の結合形態を類型区分の視角としたさい、そこに「展開される技術構造的側面を重視した」ことである（前掲書二〇頁）。この点も、次にふれる共同化の時代的背景を考えるならば、それじたい正しいと思う。ただ私が疑問をさしはさみたいのは、野村氏がこの技術的側面の重視からただちに、それが展開される「容器」としての共同化の形態までを技術的側面だけから捉えようとしていることである。それはむしろ経営的側面から捉えるのが本当であり、そのうえでかような側面からする共同化の類型におうじて技術と経済、生産力と生産関係がどう関連しあうかを問題にすべきでないかというのが、私じしんの考え方である。この点を前掲書にもられた野村氏の所説にたいする内在的批判をつうじて具体的に展開するとしよう。

共同化がさいきん農家の関心を集めるにいたった時代的背景のひとつは、農業生産過程における顕著な技術革新であり、これにたいする農家の対応として共同化が程度の差はあれ必然性をもつにいたっている。かような必然性は、現在進行している技術革新を効率的に実現するうえで、農家の個別的な経営の枠が桎梏になってきたからである。この矛盾を生産力発展の方向で前向きに解決するために、現在の個別的な経営の枠を部分的ないし全面的に改変しようとする方式、これが共同化だと思われる。したがって共同化そのものは、技術革新に対応し、これを受容するための経営の一方式なのである。

ところでこの点について野村氏はどう考えているか。氏はまず農業技術構造と経営構造との意味をそれぞれ規定したうえで、この「経営構造と技術構造とはたがいに対応しながら、前者は後者の在り方を規制し限定し、後者は前者の在り方を推進する関係にある」ことを一般論として明らかにし、現状認識としては「発展しつつある技術構造と停滞している経営構造との間に新しい矛盾が生まれ、これが次第に拡大しているのが、日本農業の実態である」と指摘する。氏によればこの矛盾は對抗関係が「最も現実的な仕方です統一されようとする普遍的な型態がいわゆる生産過程の共同化である」(前掲書一三〇四頁)。ここまでは上記の私の考え方とほぼ同一である。ところが氏は続いて共同化概念をより具体的に規定して次のように述べている。「共同化は生産力の発展にともなう生産規模拡大の要求にたいし、経営構造の改変によってではなく、技術構造の改変によって対応する方式である」(前掲書一四頁)。この概念規定はおかしいのではないか。氏が上で指摘するように、経営構造と技術構造との矛盾の解決のために共同化が登場し、それによって技術構造の改変を実現しようとするものであれば、当然、その容器としての経営構造を程度の差はあれ改変せざるをえない。氏は、一般論としては技術構造の改変と経営構造の改変との不可分な関連を主張しながら、こと共同化の概念規定にさいしてはこの関連性を事実上無視している。これでは論理の首尾一貫を欠いていると批判されてもしょうがない。

野村氏がこのように筋の通らない共同化の概念規定をあえてしているのは、おそらく次の理由からであろう。すなわち氏は、「技術の発展が生産規模の拡大を強く要求しているにかかわらず、それが経営規模の拡大という方向に展開する条件がきわめて乏しい」という現状認識に立脚して、経営規模拡大の形で「現状の経営構造を本質的に改造することなく、むしろそれを前提とした上で技術構造の一定部面を改変することによって技術の一層の発展を

可能ならしめ」ようとする「変則的な型態」、これが共同化だと見做している（前掲書一四頁）。ここで「本質的に」という限定がつけ加えられており、したがってかならずしも本質的でない経営構造の改変ならば共同化をつうじて行なわれるのではないかという反問もできるが、この点は後にゆずっておこう。要するに野村氏の共同化は、経営規模の拡大をとまなわないところの生産規模の拡大なのである。そこに、共同化の概念規定にあたって経営構造の改変の側面をことさらに無視した理由がある。

だが現存の共同化のなかには一見して経営規模の拡大をとまなうこと明らかなものがあるのではないか。全面および部門共同経営がそれである。野村氏はもちろんかような類型の存在を否認してはいない。ただこれらにたいする氏の評価は低いのであり、後で紹介するように「特殊類型」としていわば例外扱いしている。その理由として、全面共同経営はほとんど開拓地に限られ、しかもその多くは一時的、経過的な存在でしかない。これに比べれば部門共同経営は、より現実的であるが、その成立条件はかならずしも「今日成熟しているといえない」からである（前掲書一五頁）。しかしながら昭和三六年八月における共同経営の成立状況——内地全府県——をみると、養豚・養鶏および酪農を中心にして二、二二四の部門共同経営が成立しており、既存農村ではあまり予想しなかった全面共同経営でさえ二〇四にたっし、そのうち一六二は入植や開墾とまったく無関係のものである。もちろん、これらの共同経営の成立は、たんに技術革新にたいする対応だけではなく、より複雑な背景をもっているし、経営体として確立するのには充分な技術的基礎を欠いているものが多い。また将来は個別経営へ発展的解消をとげると予想されるものもある。そのいみで、共同経営にたいする氏の低い評価にも一応無理からぬ理由があると言えよう。だがこういう問題は、ここでは見送ったところの共同化の動態的な形態変化による類型区分の段階でとりあげるべき間

題なのではないか。さしあたり共同化の「静態的な実態」にそくして類型区分を考える段階では、全面および部門共同経営の事例が現存するかぎり、これを特殊類型として例外扱いすることなく、他の諸類型とあい並ぶ共同化の一般類型のひとつとして平等に待遇すべきである。そうすると共同化の概念は、単に技術構造の改変だけでなく、これと不可分な経営構造の改変の側面をも併せふくめて、総合的に規定されることが必要である。

ところで全面および部門共同経営以外の共同化諸類型のばあいには、単に技術構造の改変だけあって、これにもなう経営構造の改変は見られないであろうか。たしかに経営規模の拡大という点ではそうである。だが規模拡大だけが経営構造改変の指標であろうか。ここで技術構造、経営構造という言葉の意味を再吟味してかかる必要がある。野村氏によれば技術構造とは、農業生産において「主体的な労働力と客体的な労働対象と媒介的な労働手段」、この「三つの生産要因が自然的・方法的(?)に結合される側面に関する概念である」(前掲書一三頁、疑問符は私がつけた)。だがかような側面でみた生産要因の結合は、およそ農業生産過程一般にみられる純技術的結合であって、これがいかに改変されようと、そのことじたいには共同化概念を規定する契機はなんら含まれていない。ここで問題なのは、かような技術的結合の改変それじたいではなく、この改変がどういう「容器」——野村氏の用語——のなかで実現するかである。それが今までもおり家族労作的な個別経営における内部結合のかたちで実現するか、あるいはかような容器が個別経営間における集团的結合で補足ないし代替されるかたちをつうじて実現するか、このいわば経営構造的な側面ではじめて共同化の概念が姿をあらわすのである。このばあい集团的結合が、単純協業や分業にもとづく協業を実現するために、労働力編成の面における集团的結合としてあらわれるならば、それは共同作業型の共同化であり、労働手段のより効率的な媒介作用を実現するためにその所有や利用の面における集团的結合

としてあらわれるならば、それは共同利用型の共同化である。これらの共同化類型では、各個別経営本来の内部結合を個別経営間の集团的結合で単に補足するかたちをつうじて、生産要因の新しい技術的結合が実現するのであるが、労働力の編成、労働手段の所有や利用のみならず、労働対象の所有までが共同化され、したがって個別経営じたいの内部結合が個別経営間の集团的結合によっていわば代替されるばあいには、その代替が農業生産過程の全範囲におよぶか否かの違いにおうじて、全面的いし部門共同経営の類型があらわれる。

こう考えてくると技術構造の改変にとまなう経営構造の改変は、全面的いし部門共同経営のばあいはもちろん、それ以外の共同化類型のばあいかならず起るのである。ただその改変の内容において個別経営本来の内部結合を個別経営相互間の集团的結合、いいかえれば共同化集団の次元での内部結合によって代替するか、またはたんに補足するかの違いだけである。したがって共同化の類型区分も、かような代替ないし補足の質的な違い、およびそれぞれの及ぶ範囲の量的な違いにおうじて、具体的にこなうことができる。これが、いわゆる経営構造の側面からみた類型区分の考え方である。

そしてやや先走った問題になるが、このような類型区分は、共同化の実証的研究がより深められた段階で前述(イ)～(ニ)の類型区分を適用するために、あらかじめその場を用意しておくことになるだろう。一例を共同経営にとるならば、ここでは従来の家族労作的な個別経営の内部結合が個別経営間の集团的結合によって代替されるのであるが、かような集团的結合とはどういう性格のものであるか、たとえば労働力の編成の面での集团的結合についてみたばあい、それが労働手段や労働対象の提供と不可分な小農としての労働力の編成であるか、またはこれらと分離して定額賃銀の支払で処理される被雇傭者資格での労働力の編成であるかが、資本主義的な農民層分解を視角

とする類型区分を適用するばあいには問題になつてくる。このばあい、同じく共同経営にぞくしながら前者は生産組合方式をとる小農集団型、後者は会社方式をとる資本集団型に区別されるだろう。またこの小農集団型の共同経営でも、参加した個別経営間の集团的結合が家父長的な「いえ」にもとづく同族集団や部落共同体的な地縁集団を背景にして形成されるばあいもあるし、経営主個人を主体にした機能集団を背景にして形成されるばあいもある。このような集団の類型差におうじて同じ小農集団型の共同経営がさらに類型区分されるのである。もちろん最初に述べておいたように、かような高度の理論的視角にもとづく類型区分は当面の問題とはなりえない。だがすくなくともこれらの適用にたいしてあらかじめ場を用意しておく必要がある。それは、経営の側面からみた共同化の類型区分をつうじて可能になると思う。

以上で私は経営の側面からみた類型区分の必要性を指摘したのであるが、とはいっても技術の側面をなんら軽視するつもりはない。さきほども強調したように共同化は現在の技術革新にたいする経営の対応方式である。技術革新は共同化を必然にする与件であり、これをつうじて実現される目標である。そのいみで共同化そのものの類型区分とはいえないとしても、技術の側面からみて共同化がどういう分布をしているかを明らかにする、一種の類型区分が必要になるだろう。それは、(一)共同化がどういう生産部門を主な対象にしているか、(二)各部門ごとに生産過程のどういう部面に重点をおいているか、(三)これらの部門ないし部面における労働力、労働手段および労働対象の技術的な結合の量的な規模と、その質的な水準はどうか、以上三段の区分になると思われる。このような技術的側面のみで類型区分にたいして上に述べた経営的側面からの類型区分を縦横に組み合わせたうえで、その組み合わせのなかで現在の共同化事例がどのように分布しているかを示すことができるならば、現在の共同化における技術革新と

経営の対応との関連をあるていど具体的に概観することができる。

注(1) 農林省農林経済局『農業生産共同化の現状』三頁。ここで半封建的共同化——戦前段階——の事例として戦前地主制下の「ゆい」作業があげられている。だが戦前の「ゆい」をすべて半封建的と塗りつぶす見方は再検討の余地があると思う。詳しくは綿谷「農業共同作業論」(『唯物史観』3号)をみよう。

(2) 宮原幸則「農業生産共同化の類型的把握の試み」(『農業と経済』二六卷三号)。このばあい宮原氏は、「いまのかたちにあらわれた共同化のやりかたで分類するよりは、共同化のうごきの底をながれる意識ないし共同化の目標をさぐりだしてそれによって分類をこころみる必要がある」と言っており、その点では(八)の渡辺氏と似かよった考え方に立っている。

(3) 伊東勇夫「共同経営の展開条件」(昭和三十七年度農業経済学会共同討論報告要旨『経済成長下における小農制』所収)。伊東氏によれば、現在の共同化は、個別経営単独では資本主義的大経営の成立が困難な条件下における個別経営の適応形態としての、農業近代化——資本主義化——の方式であり、したがってかような「農業近代化の方式という視角」から共同化の類型区分がなされている。

(4) 前掲『農業生産共同化の現状』九～一一頁。吉田氏は、富・中農層を主体とする企業的共同化を「富農形成の変型」、中・貧農層を主体とする小企業的共同化を「中農層前進の変型」、兼業零細層の共同菜園化を「土地持労働者の滞留形態」とそれぞれ規定して、各類型の階層的意義を明らかにしている。

(5) 日本農業研究所編『農業共同化論』七九～八二頁。なお渡辺氏は、本文で紹介した類型区分以外に、共同化体制の歴史的段階による類型区分——半封建的、半資本主義的、近代的・資本主義的および社会主義的——、共同化の結合形態による類型区分をも提案している。

(6) 協同組合研究会編『生産共同化と協同組合』一二七～八頁。

(7) ここで紹介した(イ)の類型区分は、それぞれの理論的立場から共同化のイデオロギースを追求したもので、共同化研究の深め方を示唆する点ではきわめて有意義だが、これをただちに現実の共同化事例を分類する用具として役立てるのは慎重を要すると思う。たとえば伊東勇夫氏のばあい、共同化の形態で区分された四つの類型がそのまま農業近代化——資本主義化——の方式としての序列となり、したがって共同化の形態が労働手段の共同利用↓労働過程の共同化↓共同経営と高くなるほど、農業資本主義化の方式としても、より高い評価を与えられている。だが共同化の現実、これと

は逆のケースもまた少なくないことを示している。

- (8) 集団の類型差によって共同化類型を区分している藤本潔氏のばあいも、集団類型が地縁集団↓業種(目的) 集団↓共同経営小集団と移行するにつれて、共同化そのものの内容も「経営階層の差を無視する強制共同」から、より近代的なものへ移行することになっている。一応はそうだとしても、やはり逆のケースが少なくない。たとえば本分家による共同経営小集団。解きはぐしかたとしては、まず現実の共同化そのものの内容を分析することによって、ふるい部落や「いえ」集団が弱化した現在なのになお共同化がこのような集団を背景にせざるをえない理由を、共同化そのものの機能にそくして明らかにすべきだろう。

- (9) この野村氏の研究には私も共同研究者の一人として参加した。本論文の一、二の部分は、私がこの共同研究の昭和三五年度報告書に載せた論稿を全面的に書き改めたものである。野村千秋編『共同化の成立条件と発展方向に関する研究(昭和三五年度)』二二七―二七四頁参照。

二 共同化の一〇類型 試案

いままで私は類型区分にかんする野村氏の基礎的な考え方を批判検討しながら、これをつうじて私じしんの考え方をまとめたのであるが、同様にしてこんどは、この考え方にもとづいて野村氏の類型区分案を批判検討しながら、私なりの試案をまとめていくことにしよう。さきほども述べたように野村氏は、まず共同化を静態的な実態としてとらえ、それが展開される技術構造的側面を重視して労働力、労働手段、労働対象の生産要因の結合型態におうじて類型区分をしたが、この考え方にもとづいて出来あがったものが第一表の類型区分である。これをみると、氏は共同化の基礎類型(一般類型)およびその結合型と特殊類型とを区分し、この特殊類型に部分共同経営と(全面)共同経営を入れているが、この点はすでに指摘したように賛成できない。基礎類型(一般類型)と特殊類型との区分は不必要であり、全面および部分共同経営を特殊扱いしないで、共同化の一般類型に格上げすべきである。

第1表 野村千秋氏による共同化の類型区分

農業共同化の類型区分

- I 基礎類型（一般類型）
 - (I) 集団労働の型態をとるもの
 - イ 労働手段を成立の条件としないもの……単純協業型共同
(共同田植, 共同稲刈)
 - ロ 労働手段を成立の条件とするもの……分業的協業型共同
(SS, 配管施設による共同防除)
 - (II) 個別労働の型態をとるもの
 - イ 労働手段を成立の条件としないもの……管理協定型共同
(一斉防除, 栽培協定)
 - ロ 労働手段を成立の条件とするもの……共同利用型共同
(農機具畜舎等の共同利用)
 - (III) 管理技能を成立の条件とするもの……技能型共同
(共同苗代, 共同育苗, 共同剪定)
 - (IV) 専従技能者群を成立の条件とするもの……請負型共同
(大型トラクタによる耕耘)
- II 基礎類型の結合型
 - (I) 特定の対象(作目)につき各作業段階を通じて共同化されるもの
 - (II) 各種の対象(作目)につき関連的に共同化が行なわれるもの
- III 特殊類型
 - (I) 共同経営
 - (II) 部分共同経営

備考 野村千秋『共同化の成立条件と発展方向に関する研究(昭和34年度)』20
～24頁より引用。

その理由はもう繰りかえして説明するまでもないだろう。⁽¹⁾

ところで野村氏は上記の基礎類型(一般類型)をさらに単純協業型共同、分業的協業型共同、管理協定型共同、共同利用型共同、技能型共同および請負型共同の六類型に区分している。だがこの区分も、氏の技術構造的側面の一面的重視に影響されて、批判の余地を残しているように思われる。その第一点として、単純協業型共同と分業的協業型共同とは、氏の定義にしたがえばともに「集団労働の型態」をとりながら「労働手段を成立の条件」としないものとするものとのによる区別であるが、これは経営的な側面からの区分方法でいえば、いわゆる共同作業が労働手段の共同施設——共同所有または共同借入——を伴っているか否か

によって区分すべきであろう。技術的側面でも労働手段を成立の条件とする集団労働とは、もちろん小農具をふくめた労働手段一般ではなく、個別経営間の共同所有（共同借入）を必要とするような、そのかぎりでは大農的な労働手段を軸にして成立する集団労働にはかならないからである。また同じく技術的側面のみで「分業的協業型」という用語も誤解をまねく恐れがある。大農的な労働手段を軸にする集団労働はがいして分業的協業だとしても、その逆かならずしも真理ではない。たとえば一般の共同田植のごとき、植え手・苗取り・苗運搬ないし小苗打ち・型付ないし縄張り・水引きなどの異質作業がいちおう適材を適処に配置しながら同時に行なわれる点では分業的協業であり、単純協業の標本だとみなされる共同稲刈ですらも、刈取・結束の作業分化に立脚している点では、分業的協業といえないこともない。だがこれらの共同がいわゆる労働手段を成立条件としないことは、野村氏じしんもこれらを氏の定義による「分業的協業型」に入れていないことで明らかである。

第二点として、野村氏は、「特別に周到な管理を必要とする栽培・飼養のある段階の作業を技能優秀者を中心に共同化することによって、その集団における最高の技能水準を実現するもの」を「管理技能を成立の条件」とする技能型共同として類型化し、そのなかに共同苗代・委託苗代・各戸生産のための蔬菜共同育苗・共同剪定・稚蚕共同飼育を包含させている。これは技術的側面からする類型区分としてはいちおう妥当であろうが、かような栽培ないし飼育面の「管理技能」がどういう「共同化の経営的容器」——野村氏の用語——のなかで結実するかを問うとすれば、そこに経営的側面からする共同化の類型区分が必要になるだろう。げんに氏は、農林省振興局『農業共同化に関する概況調査』にあらわれた「中心共同事業の類型的位置付け」を行なうにさいして、いまほど技能型のサンプルとしてあげられた蔬菜共同育苗九事例を技能型一事例、部分共同経営型八事例に区分し、稚蚕共同飼育九事

例をすべて共同利用型に所属させている（前掲『共同化の成立条件と發展方向に関する研究（昭和三四年度）』五三―四頁）。この矛盾は、管理技能を成立条件とする共同化のばあい、単なる技能型共同の類型区分では不充分であることを氏みずから実証するものではないか。

第三点として野村氏は、共同育苗や共同育雛や仔畜の共同飼育や稚蚕共同飼育のうちには「部分共同経営としてみるべき性格をもったものもあるが、しかしこれには更に二つの類型がある」として、その生産物である苗や雛などが商品として販売されるばあいは部分共同経営だが、現物のままで組合員に配布されるばあいは技能型共同に所属させるべきだと主張している（前掲書二六頁）。これはいちおう尤な主張のようだが、生産共同化の類型区分の本質的な指標を生産過程以外に求めている点でやはり問題がある。共同事業体がその生産物を商品として売ることとは、あくまで流通過程における指標であって、生産過程そのものにそくした指標ではない。では生産過程そのものにそくして部分共同経営とその他の共同化類型とを区分する指標はあるか。それは、労働対象までが個別経営間の集团的結合をつうじて共同所有化されているか否かの点である。一般に共同経営——部分共同経営を含めて——のばあいは、単に労働力の編成（『労働組織』）や労働手段の所有（または借入）が共同化されるだけでなく、労働対象である種苗や農作物、種卵・雛・仔畜・蚕種や成畜・成鶏、肥料・飼料・桑葉、さらに耕地までが共同化集団の共同所有（耕地のばあいは共同借入を含む）になっており、したがって生産物もおぜん共同化集団に帰属するのにたいし、他の共同化類型のばあいは、労働対象までは共同化されないで個別経営の個人所有にとどまり、したがって生産物も直接個人に帰属する。この違いは、共同化を容器として実現される技術革新の内容の違いとなつて機能するはずだが、後述三の（二）にゆずっておこう。野村氏は、部分共同経営ではその生産物が商品として販売されると特徴づけ

たが、この特徴もじつは、生産過程で労働対象までが共同所有化され、したがって生産物の帰属も共同化されることとの派生的な結果にすぎないのである。こう考えると生産物を商品として販売したか、現物のままで組合員に配布したかは、なんら部分共同経営と共同経営以外の共同化類型とを区分する指標ではありえない。共同苗代・蔬菜共同育苗・稚蚕共同飼育で労働対象が共有であるかぎり、すべて共同経営にぞくし、そのうち生産物が現物のまま組合員に配布されるばあいこそ、まさに部分共同経営型に該当する。生産物が商品として販売されるばあいは、むしろ部門共同経営型（後掲第二表をみよ）なのである。

管理技能を成立条件とする共同化のうちで、もちろん部分共同経営型にぞくしないものもある。たとえば果樹の共同剪定のごときは、労働対象である果樹が個人所有であるから、部分共同経営ではない。このばあいは共同化集団が各個別経営の剪定作業を特定の剪定技能者に請負わすのであって、野村案の請負型共同に入れるべきである。したがって技術的側面からみると管理技能を成立条件とする技能型共同にぞくするものも、経営的側面からみて労働対象までが共同所有化しているか否かで、部分共同経営型か請負型かに区分されることになる。そのいみでは野村案のうちに技能型共同は技術的側面、部分共同経営型と請負型とは経営的側面からみた類型であり、両側面からの区分が雑居しているという批判をまぬがれないのである。

なお第四点として、派生的な問題ではあるが野村氏は、さきほども指摘したように稚蚕共同飼育の九事例をすべて共同利用型に所属させている。その理由は、「稚蚕共同飼育は共同飼育と通称されているが、ここに現われたものの実質は共同飼育所の共同利用にあるとみるべきもの」だからである（前掲書五六頁）。同様の理由で家畜の共同飼育と明記されているものでも、その内容が「たとえば個別農家の乳牛を持ち畜って一定期間集団的に飼育してい

るもの」であれば（五七頁）、これを畜舎の共同利用型に所属させている。だがここで氏の共同利用型の定義を読むと、こうである。「共同化集団が所有（集団として他から借入れる場合もある）する農機具その他の設備が共同化の軸となっている点では分業的協業型と同じであるが、共同利用型にあっては集団労働が伴わず、したがって共同的な労働組織が形成されていない点が特徴である」（二三頁）。したがってさきほどの稚蚕共同飼育九事例がこのような共同利用型であるとすれば、飼育労働のほうは共同利用参加農家の個別労働であるはずである。ところが他の箇所での記述を読むと、稚蚕共同飼育集団の六三%が出役人員にたいして日当を払っており（七二頁）、出役割当を受益事業量基準で行なっているものが七八%にたっている。この事實は、個別経営からの共同出役をつうじて集団労働が実施されている証拠ではないか。またこのばあい、事業運営を幹部一任としているものが四三%と特例的に高いことも注目に値する。したがってこれら稚蚕共同飼育事例の大多数は、単に物的な飼育施設の共同利用とは見做しえないのである。野村氏の類型区分でいえば、それは施設の共同所有と共同出役による集団労働とともなっているかぎりでは、いわゆる分業的協業型にぞくし、そのさい技能専従者の存在が軸になっているとすれば、むしろ請負型に近いものになるう。また前述のように労働対象である蚕種や桑葉までが集団所有になり、したがって生産物としての稚蚕も集団に帰属しているとすれば、部分共同経営型に入れるべきである。もっともこの点を確かめられる記述は、原資料である前記『農業共同化に関する概況調査』中にもみあたらないが、おそらく部分共同経営型にぞくするものが多いのではないかと想像される。

以上で野村氏の類型区分案にたいする批判検討を終えたことにして、こんどは私なりにまとめた類型区分の試案をとりあげる。これをまず一覧表式にしたのが第二表である。その基礎的な考え方は、すでに前節で詳しく述べた

類型とその特徴

労働力の編成		労働手段の所有 または借入	労働対象 の所有	耕地の借入 または所有	——参考—— 生産物の帰属
全戸出	専従者中心				
○					
		○			
○		○			
	○	○			
	○	○			
	○	○		○	
○		○	○	○	○
○		○	○	○	○
○		○	○	○	○

体になっていることを示す。もちろん範囲が全生産部門の全過程におよぶか、はあるが、

または借入の欄の○印はセンター（たとえば農協）で直営している部分過程に

ように、あくまで共同化の静態的な現状にそくしながら、本来の農業生産過程で生産要素——労働力、労働手段、労働対象および耕地——の技術的結合が行なわれるにさいして、これを実現する「経営的容器」にどんな共同化の形態が組み入れられるかという点に、類型区分の視角を統一した。この技術的結合は、共同化実施以前ならば、すべて各農家の個別経営を主体にした内部結合のかたちで実現していたのであるが、共同化実施とともにこの内部結合は、個別経営間に形成される共同化集団を主体にした集団的結合によって、補足ないし代替される。このばあい補足ないし代替の行なわれる範囲が、個別経営の全生産部門の全（生産）過程に及ぶか、特定生産部門の全過程に限られるか、さらにその部分過程に限られるかの違いはあるが、これは類型区

第 2 表 共 同 化 の 10

類 型	指 標	經 営 管 理 機 能		
		全生産部門の 全過程	特定生産部門 の全過程	特定生産部門 の部分過程
(1) 共 同 作 業 型				○
(2) 共 同 利 用 型				○
(3) 共同施設による共同作業型				○
(4) 組 合 請 負 作 業 型				○
(5) 管 理 協 定 型			○	
(6) センター式団地共同型			○	—
(7) 分割制共同農場型			○	—
(8) 部 分 共 同 経 営 型				○
(9) 部 門 共 同 経 営 型			○	—
(10) 全 面 共 同 経 営 型		○	—	—

- 備 考 (1) ○印は、これが付いている各指標において共同化集団がその主
特定生産部門の全過程またはその部分過程に限られるかの違い
(2) センター式団地共同型における労働力の編成、労働手段の所有
限る。なおこの類型の指標はかならずしも一定しない。

分のそう本質的な指標ではない。たとえば第
二表でみて共同経営型を全面、部門および部
分の三類型に再区分する指標になっているて
いどである。本質的なのは、補足ないし代替
そのものの中味にある。

本表では生産要素の技術的結合が実現され
る「経営の容器」を労働力の編成、労働手段
の所有（借人による占有を含む）、労働対象の所
有、耕地の所有（同上）、および結合の技術
的様式を決めるものとしての経営管理機能、
以上五つの側面から捉えることにし、そのう
えで、個別経営が従来どおり主体になってい
るのはどの側面であるか、その座を共同化集
団にゆずったのはどの側面においてであるか
の違いを、類型区分の本質的な指標に採りあ
げている。そして個別経営が他の側面では共
同化集団に座をゆずりながら、すくなくとも

労働対象の所有面で主体として留まるかぎり、個別経営は共同化によっていわば補足されるのであり、このばあい生産物は直接個別経営に帰属する。これに反して、個別経営が労働対象の所有まで含めて五つの側面すべてで共同化集団に座をゆずったばあい、個別経営は共同化によって代替されたことになり、生産物は直接その集団に帰属する。こういう指標の採りかたによって、本表ではいちおう共同化の一〇類型を区分したのである。なお念のため附記するが、このうちで野村氏のいわゆる「基礎類型」に値いするものは(1)共同作業型、(2)共同利用型、(5)管理協定型および共同経営型だけであって、残りは、これらが結合してできた型——(3)共同施設による共同作業型、(4)組合請負作業型、(6)センター式団地共同型、(7)分割制共同農場型——か、基礎類型としての共同経営をさらに再区分した型——(8)部分、(9)部門、(10)全面——かである。

つぎに一〇類型の特徴を具体的に述べておこう。

(1) 共同作業型は、野村案における単純協業型を経営的側面から見直したものであって、共同所有（または共同借入）による労働手段の導入を伴なうことなく、たんに労働力の編成（『労働組織』の面だけで共同化が行なわれる。この型の共同化は、周知のように戦時中の労力不足対策としていちばん普及した。たとえば共同田植、共同除草、共同稲刈、畜力の持ち寄りによる共同耕耘、および以上の一貫作業がそれであり、そのほか噴霧機の持ち寄りによる共同防除、果樹の共同剪定、共同袋掛などもこの型にぞくしている。共同作業型では労働力の編成面が共同化される結果として、たとえば作業班の結成にあたって各戸から出役した労働力をどう組み合わせるか、作業順序をどのていど属人的に、またどのていど属地的に調整するか、労力の出役と受役とをめぐる各戸間のアンバランスをどう清算するかなどの経営管理機能が、共同化集団を主体にして処理される。

(2) 共同利用型では、新たに導入される労働手段の所有（または借入）の面で共同化が行なわれ、こうして導入したものを分割または持ち廻りにして個別経営で利用している。したがって共同利用という慣用語よりは、共同施設型と呼んだほうが本当は適当かもしれない。この型にぞくするものとしては、動力耕耘機・動力穀摺機・動力噴霧機・ケーブルなどの共同利用、持ち寄り飼育や共同搾乳という名称のもとでの畜舎や搾乳所施設の共同利用、放牧施設の共同利用があげられる。このばあい借入金元利償還や修繕費をどう分担するか、定額利用方式を採用するか、持ち廻り利用の順序や引継ぎ方式をどう決めるか、だれが保管を担当するかなどが、共同で処理さるべき経営管理機能の内容になるだろう。

(3) 共同施設による共同作業型は、共有形態による労働手段の導入を軸にして、労働力の編成も個別経営を乗りこえた集団労働の形態に変わり、したがって共同利用型と共同作業型とが一体化してできたものである。捉え方は違いが野村案の分業的協業型とほぼ同じ内容であり、典型的な事例としては共有の耕耘機による耕耘整地および田植の一貫的共同作業、共有の全自動脱穀機による刈取結束および圃場脱穀の一貫的共同作業（たとえば後述の佐賀県鳥栖市八軒屋生産組合）、輪番出役による共同搾乳所があげられる。配管施設やスピードスプレヤによる共同防除もそうだが、かような大規模な機械施設を軸にしたものになると、むしろ次の組合請負作業型に移行する。

(4) 組合請負作業型は、「共同化集団自身がその設備を運用し管理するための専従組織を編成し、独自の採算と専従者の労働組織とによって参加農家の要求におうずる型態である」(前掲書二三頁)。これはじつは野村案における請負型の定義をそっくり引用したのだから、この型と内容は同じだとみなしてよい。組合請負作業型は、いま述べたように共同施設による共同作業型がいっそう発展した形態であるが、このばあいは専従者中心の労働組織が個

別経営のそれから独立したかたちで編成されている点に独自の特徴がある。たとえば農協その他の組合によるサービス・ステーション方式による大型乗用トラクタ使用の共同耕耘、同じく農協による籾の共同乾燥および調製（いわゆるライスセクター）、配管施設やスピードスプレヤやヘリコプタによる共同防除のばあい、作業全体の指図は組合幹部が、機械運転・調剤などの基幹作業は特定の技能作業員がそれぞれ専従者として担当し、その他の補助的な労働は各受益農家から出役した人々にまかされるが、これも果樹の共同防除でみられるように「自園散布方式から専門散布方式に移行し」（前掲書一八五頁）、各受益農家の園との結びつきをたち切った独立の労働組織に編成されている。したがってその所要労力は、専従者はもちろん、各受益農家からの出役者のばあいでも個別経営から分離した雇傭労力として賃銀計算が行なわれ、組合はこれらの労賃費用をふくむ一切の費用を、一定の基準で受益農家から徴収した定額料金収入でまかなうことにより、組合としての独立採算が可能になる。このように組合請負作業型では、当該作業にかんするかぎり一切組合まかせであるが、労働対象——農作物や籾や耕地——の所有はいぜん個別経営にぞくしており、この点で共同経営型とは区別される。

(5) 管理協定型は、野村案のそれをそのまま踏襲したものである。これは栽培（飼育）協定とも呼ばれ、栽培または飼育の作業そのものは個別の労働力・労働手段、労働対象によって個別的行なわれるが、その技術的な方式を個別経営間の協定によって統一することである。そのいみでは技術協定と呼んだほうが適當かもしれない。これにぞくする事例としては作付地の統一をはかるための水稻の集合苗代や蔬菜の集団地栽培、作業期日の統一のための一斉防除、蔬菜の共同出荷にともなう栽培品種や收穫時期の協定、スピードスプレヤや配管施設による共同防除を効果的たらしめるための果樹の栽植方式や剪定整枝方法の協定などがそれである。数年前から愛知県安城市を中

心に普及している水稻の集団栽培では、田の集団地区ごとに栽培品種や施肥設計を、さらに水見廻りの当番をも協定している。また最近、養鶏や養豚の新しい主産地確立のために次に述べるセンター式団地共同が行なわれているが、これも個別経営間の協定のかたちで飼育技術の統一をはかっている面だけをみれば、管理協定型に所属させてよいだろう。

ところでこの管理協定型と組合請負作業型（または共同経営型）とが特定の生産部門の全過程で結びついて成立させたものが、(6)センター式団地共同型と(7)分割制共同農場型とである。前の型を代表する事例としては静岡県庵原農協を主体にした蜜柑作の一貫的共同態勢、島根県大東の十万羽養鶏や神奈川県相模原の養豚センターが、後の型を代表するものとしては静岡県袋井や瀬名川の集団梨園、岐阜県朝日村の集団桑園、神奈川県座間の十万羽養鶏がそれぞれ有名である。

センター式団地共同型の特徴を静岡県庵原のばあいで見ると、この農協は早くから蜜柑の無条件委託共同販売に踏みきり、選果・貯蔵・加工などの生産物処理をも共同化していたが、昭和三〇年以降は農協支所をセンターにして配管施設による防除の組合請負作業を実施し、さらに本支所にそれぞれ技術指導班を置いて、その指導のもとで各農家の栽培協定のかたちで蜜柑栽培技術の改善統一をはかっている。また島根県大東のばあいは、町当局の指導援助のもとで養鶏の専門農協がセンターとなり、鶏卵の出荷や飼料購入などの流通過程の共同化、飼料配合・廃鶏処理などの生産条件の共同整備や生産物の共同処理はもちろん、本来の生産過程である孵卵や育雛の部面も、農協を主体にした部分（げんみつには部門）共同経営のかたちで行なわれている。そのもとで成鶏飼育と採卵は組合員の個別経営であるが、ここでも鶏舎の規格や給餌方法や衛生管理などほとんど全飼育過程にわたって、組合の指図に

よる協定のかたちで技術の改善統一がはかられている。⁽⁶⁾これらの団地共同では、生産過程はたしかに多数の個別経営によって担当され、これを色々な型の共同化が支えているだけなのだが、そのさい組合請負作業や共同経営のかたちでセンターとしての農協が直接掌握しているのは、生産過程のいちばん急所にあたる部分であり、それ以外の農家個別に行なっている部分でも、その経営管理機能はやはり農協の一元的指図のもとに従属している。つまり全生産過程の主役は農協に集中され、個別経営はその事実上の外業部化している。これが、色々な型の共同化の結合態にすぎない団地共同をとくに共同化の一類型として採りあげた理由である。⁽⁷⁾

分割制共同農場という言葉は、伊太利にある Divided Cooperative Farm の直訳である。この型の共同化は、組合請負作業型と管理協定型とが結びついたものである点ではセンター式団地共同型と共通だが、生産基盤である耕地（または敷地）の所有ないし借入を事実上共同化することをつうじて単一農場（または飼育場）方式を実現した点に、独自の特徴がある。単一農場といっても、労働対象については個別経営の持分がはっきりしており、作業の多くも個別的であるから、共同経営とは本質的に違うが、経営管理主体の全機能はほとんど共同経営と見まちがえるほどにまで組合へ一元化されている。農林省農林経済局編『農業共同化の現状』でこの型を「共同化経営集団」という曖昧な名称で呼んでいるのも（二六頁）、ここに理由があるのだろう。その代表的な事例として集団梨園経営のばあいを見ると、共同開墾や交換分合をつうじて一箇所に造成された梨園において、梨の品種や栽植方式はあたかも一人の経営主の農場のばあいのように整然と統一されている。棚や周囲の垣根、灌排水および防除施設はすべて組合共有であり、これによって灌排水や防除のような機械化作業を組合請負作業のかたちで共同化している。だが各農家はそれぞれ特定の樹列を自分の持分として所有し、栽培管理の手作業を個別で行なっている。このばあい

もその技術的な方法は組合の指図によって協定されている。かような集團梨園型の方式は、さいきん西ドイツの農業共同化でもしばしば見られる⁽⁸⁾ようである。

いままで説明した七つの類型は、いずれも個別経営を前提したうえで、これを補足する共同化であった。ところが共同経営になると、個別経営に代替する共同化へ飛躍する。すでにくりかえし述べたように個別経営は、単に労働力の編成、労働手段の所有(借入)のみならず、耕地の所有(借入)、ついには労働対象の所有の面でも主体の座をゆずりわたし、これにおいて経営管理機能をもすべて喪失するからである。生産物も直接共同経営体に帰属する。このような代替が特定生産部門の部分過程で行なわれるばあいが、(8)部分共同経営型——たとえば共同苗代・蔬菜共同育苗・稚蚕共同飼育、ただし生産物は現物で組合員に配分——であり、特定生産部門の全過程で行なわれるばあいが、(9)部門共同経営型——たとえば共同酪農・共同養豚・共同養鶏・壮蚕共同飼育——であり、家族の端数労働の燃焼場面としての自給菜園や小家畜飼養を除いて、全生産部門の全過程で行なわれるばあいが、(10)全面共同経営型である。

注(1) 野村氏の類型区分案は、氏が参画した農林省振興局『農業共同化に関する概況調査』の結果にもとづいて地道にまとめあげられたものであり、そのいみでは理論過剰の気味のある他の人々の類型区分案とは対照的であった。だがこの調査の結果を吟味すると、整理された二〇二事例のうち三六事例までが部分(または部門)共同経営の実質を持っている。にもかかわらず共同経営を特殊類型として例外視したのは、氏のばあいですら理論過剰から充分に解放されていないからではなからうか。

(2) 型付法による共同田植を例にとると、耕地整理田一町歩にたいして二〇人の作業員が苗取(男)五人、型付(男)一人、苗運搬および水見廻(男)一人、小苗打(子供)一人、植方(女)一二人と各部署別に配置されることにより、適材適処とチームワークとの長所が遺憾なく發揮される。鈴木清「共同作業の実証的研究」(『帝国農会報』昭和一七年二月号)をみよ。

なお『大阪府農業能率調査報告』によると、刈取・結束作業が分化した後束法は、刈束法に比して能率が五分ないし一割劣るが、「力を要する刈取は男子または壮年の女子これを行ない、束ね方は老人、女子または児童に行なわしむる等、分業的に行ないうる利あり」という（同書五九〜六〇頁）。

- (3) 米倉茂俊氏は、「稲の共同苗代というのは多くのばあい共同経営苗代であって、插秧期までの明かな共同経営である。というのは共同苗代は整地播種より插秧期にいたるまで共同経営であって、苗の良否は共同苗代組合の危険負担である」とし、「蔬菜の共同育苗の如きも稲の共同苗代と同じく共同経営である」と言っている（米倉『農業共同経営の実証的研究』一二頁）。

- (4) 本文では組合請負作業型を共同施設による共同作業型のいっそう発展した形態だと述べたが、じつは一面的であって、たんなる共同作業型の発展した形態も存在する。たとえば愛媛県の立間農協では、剪定・摘果・防除などかなり高い技術が必要とする作業について、いつでも組合員の要求におうじて作業を請負える態勢を整えている（愛媛農政研究会編『四十一の農業法人』四三頁）。このばあいも、専従者中心の労働組織が独自に編成されている点では組合請負作業型にぞくするが、作業の性質上とくに組合共有の労働手段は使用されていない。

そのいみでは第二表の組合請負作業型は、げんみつには組合（共同）施設によるものとそうでないものとに再区分さるべきである。

- (5) 神奈川県座間の十万羽養鶏——神奈川中央養鶏——の実質はいわゆる「企業的共同経営」共同企業」という見方もあるが、これは、技術的に単一の巨大生産機構としてあらわれている面を重視しすぎた見方である。私の類型区分の考え方からすれば、このマンモス養鶏場を構成する七作業所（專業養鶏家）が労働対象である鶏体を個別に所有し、鶏卵収入も直接これら作業所に帰属している点を重視して、分割制共同農場型に所属させるべきだと思う。げんに三四年七月、七作業所はそれぞれ有限会社法人成りした。なおこの十万羽養鶏の実態については、農林省農林経済局『農業生産共同化の現状』一一二〜一二四頁、大川進『村の共同化をたずねて』三〜一一頁をみよ。

- (6) 鳥根県大東の団地共同については栗本吉郎『養鶏興農記——出雲・大東町の十万羽——』、および農政調査委員会『日本の農業2 村づくりから主産地形成』をみよ。なお本文では農協をセンターに見立てたが、大東のばあい農協はかならずしもそうでなく、むしろ町当局が代行したようである。

(7) 農協をセンターとする団地共同型を生産共同化の一類型としてとりあげるのは、共同化概念の不当な拡張解釈でないかという問題がなお残る。この点の検討は他の機会にゆずる。

(8) Dr. Otto Schiller, *Cooperation in Farming Operation*——some examples in Germany——; *Your Book Agricultural Cooperation 1959*. 彼は「この分割制共同農場型の共同化を『共同経営の個人主義的なタイプないしは共同化ラインに立脚した個人経営と呼んでいいもの』だとし、共同化は個人経営を助長するものでこそあれ、これに代替するものであつてはならないという原則が、このばあいもやはり守られている」と述べる。

三 各類型における技術と経済との関連

(一) 共同経営以外の諸類型のばあい

いままでのところは、類型区分の方法にかんする考え方をかためたうえで、当面の試案として一〇類型を区分し、それぞれの特徴を明らかにした。もちろん多くの欠陥を残した試案にすぎないが、類型区分の指標は前掲第二表でもわかるようにごく簡単なもので、共同化の現状を大づかみに概観するばあいの用具としてはいちおう役立つのではないかと思う。そこで次の問題は、これらの類型別に共同化の現状を概観することであろう。

だがこの問題へ移行するための橋渡しとして、まえもって検討しておかねばならないことがある。それは、共同化の各類型がさきほど述べた特徴におうじてはたすだろうと予想される役割を、共同化の成立背景との関連において検出することである。共同化の成立背景は農業生産の技術革新、農産物の需要や市場構造の変化、農業労働力の流出、農民の社会的性格の変化、農民の階層分化など色々あげられるだろうが、なかんずく重要なものは技術革新である。前々節では技術革新——生産要素の新しい技術的結合——を実現するための経営的容器として共同化をとらえ、そのかぎり技術革新と共同化とはたがい不可分の関係にあった。だがかような容器としての共同化の類型区

分をする段になると、当然の手續きとはいいながら、もっぱら經營的——げんみつには經營經濟的——側面だけで終始し、野村氏のいう技術的側面は無視されてしまった。その結果、前節でまとめられた共同化の一〇類型はすべて技術革新と無関係なものとしてあらわれている。したがって改めて問わねばならない点は、これら一〇類型が經營的容器としてそれぞれ持つ特徴が、技術革新との関連ではどんな役割を發揮するだろうかということである。それは、共同化の各類型にミクロ的に体现された技術と經濟との関連——生産力と生産関係との関連——を問うことだとも言えよう。もちろん共同化の成立背景は、いまも述べたように單に技術革新だけではない。だがすくなくともこの点を中心にして検討する必要がある。

まず共同作業型における技術と經濟との関連をみるとしよう。この型は、單に労働力の編成の面でだけ個別經營間の集團的結合が形成されるものであるから、技術との関連でみると、その多くは田植や稲刈のような農繁期の手作業部面に集中し、そこで單純協業または分業にもとづく協業を実現している。だが本来の技術革新をとまうことなく、今までどおりの手作業を基調とするだけに、このばあいの労働能率向上は大したことがないようである。たとえば鈴木清氏が戦時中秋田県横手で行なった実験によると、二三人の作業員が一集團となり、理想的な労働組織で共同田植をしたときの反当所要労働力二・三一人、これがいくつかに分散して小団地を孤立的に田植したばあい二・三三人、反当わずか〇・〇二人の差にすぎなかった。また昭和三五年山形県庄内の大成農場の作業実績から田植の共同化だけをとってみると、その所要延労働力は個別經營のときの九四・七%に減ったにすぎない。共同田植の實際の効果は、田植労働の能率向上そのものよりはむしろ、一定期間に全農家の田植を終らすために稼働可能な総労働力をあげて投入することであり、それは、戦時中では労働時間延長と労働強化をつうじて、共同炊事や農繁期託

児所の附設による家事労力の転用をつうじて、さいごに共同化した個別経営間における過不足労力の計画的調整をつうじて実現される。⁽²⁾

これが技術的側面で共同田植に期待される効果だが、その容器としての面はどうか。戦前のモデルでいうと、家長的な「いえ」からなる同族集団や近隣集団を背景にして共同田植班がいくつも結成され、そのうえに部落小組合が立つことによって、部落内全労力の完全な稼働と計画的配置との態勢が確保された。計画的配置の内容は、たとえば水利順序の部落規制によって田植の日取りにずれのある農家どおしが班内部または班相互間で労力交換を行ったり、田の面積の大きな農家のまわりに田植労力に余裕のある零細農家が結びついて労力援助をすることである。この労力援助は、一種の「むら仕事」出役としてせいぜいのところ低い協定賃銀で決済されるか、あるいは当事者間の古い「ゆい」関係のなかで処理された。⁽³⁾

以上が共同田植にあらわれた技術と経済との関連である。この例でも共同作業型は、農業構造が技術的にも経済的にも立ち遅れているばあい、かえって成立の条件があると思われる。現在のように農家々族員の労働の社会的評価が確立して、その労力の稼働率を法外に高めることが困難なばあい、また零細農家層が第二種兼業農家化して、農繁期にはかえって雇傭に依存しなければならぬ階層に変質しているばあい、さらにたとえば水利施設の改善や苗代技術の普及によって田植時期が適期に集中しているばあい、かような共同作業型は、もう発展性を期待できないのではないか。この点は、戦前でも半ば常識化していた事実である。たとえば新潟県下で昭和七―一三年の共同作業種目の変遷をみると、共同防除・共同採種など特殊の狙いをもつものは別として、純粹に労力不足対策としての共同田植・共同除草・共同稲刈および共同耕耘(手耕または畜力耕)は例外なく減少している。⁽⁴⁾ また帝国農会

『農家小組合に関する調査』（昭和一六年）では、共同田植や共同稲刈など手の共同作業は後進的な東北により多く分布し、近畿ではその比重がずっと小さくなっている。現状については前掲『農業共同化に関する概況調査』で見ると、全調査事例二〇二のうち共同田植を中心的共同事業にあげているものは一事例もなく、関連共同事業としてはじめて一四事例あるにすぎない。もっとも一貫作業型七事例ではすべて共同田植を実施しているが、がんらいこの一貫作業型は「後れた地域に存在する農業経営が農業経営の集約化および農業機械の採用などに適応する形態である」（前掲『共同化の成立条件と発展方向に関する研究（三四年度）』一二〇頁）点からみて、共同田植はむしろ二次的意味しか持たないのである。要するにこの型の共同化は、おそらく戦前とは比較にならぬほどに凋落しているのではない。

つぎに共同利用型に移ろう。この型の特徴は、単に労働手段の所有が共同化されるだけであり、実際の利用は個別経営ごとに行なわれるから、技術的には比較的小型の機械を新たに導入するばかりに多い。いま動力耕耘機の共同利用にかんする調査結果でみると、全体の事例のうち耕耘機六馬力未満のもの五〇％、六～七馬力のもの三一％、八馬力以上のもの一六％と小型のものが多く、したがって参加農家でも二～三戸単位の小さいものが五三％をしめ、利用面積でも六町未満のものが四九％をしめている（農業技術研究所『動力耕耘機共同利用のアンケート調査集計結果表』）。しかも注意しなければならない点は、動力耕耘機の共同利用がいして新規導入後の一時的・経過的な存在であることである。従来の実績でみても数年で解散するものがきわめて多い。なぜであるか。いったい動力耕耘機の共同利用の理由は、機械購入資金の共同負担による個人負担額軽減のほかに、技術的には機械の故障や陳腐化にともなう危険の分散と、年間耕耘面積の増大による反当減価償却費負担の切り下げとである。このうち危険分散のほうは、

動力耕耘機の改良によつて機械そのものの信頼度が高まり、各個人もその使用に習熟するにつれて、その必要がなくなる。したがつてこの理由で成立した共同利用はとくに解体しやすいのである。これに比べて耕耘面積の増大による経費切り下げを主な理由にした共同利用は、より永続性がある。だがこのばあいでも耕耘機の利用によつて遊休化した家族労力を蔬菜作や畜産の導入など経営組織の集約化に振り向けるようになると、耕耘作業の適期は限定されて、共同利用集団全体としてみた作業可能期間の幅も狭められる。その結果は、耕耘機一台の年間耕耘面積の減少をつうじて反当経費負担を逆に膨脹させることになり、共同利用の存在理由はここで裏われてくる。⁽³⁾

要するに共同利用型は、その特徴に制約されて、技術的には個別経営の枠内でも利用できるといどの規模の労働手段を対象にしており、これを初めて導入するときに過渡的に成立し、これが個別経営へ定着すれば解体するのである。つまりこの型の共同化は、成立と解体との過程を繰り返すことによって、個別経営における生産力の動態を実現するのであり、その永続化はかえつて生産力停滞の指標だとさえ見做されるのである。もつとも以上は、農機具の持ち廻り式共同利用型にだけ当てはまることで、共同利用型一般（たとえば畜舎や放牧施設の分割式共同利用）への類推には問題があるだろう。

なお現存の動力耕耘機共同利用の事例のうちで中止を希望しているものを調べると、その理由は(一)機械の故障増加、(二)能率不足、(三)感情的不和の順になっている（前掲書三二―三三頁）。前二つは技術的なものであるが、ともに個別の持ち廻り利用に立脚した共同利用型そのものの特徴と深い関連があるように思われる。すなわち機械の故障増加は、持ち廻り利用にともなう使用者の交替からとおせん予想されることであり、能率不足も、持ち廻り利用の結果として作業順序の決定が耕地の位置や形状にかかわりなく属人的に行なわれることと関連している。したがつ

て、かりに共同利用を継続しながらこの技術的欠陥を少なくしようとすれば、自分の田を自分で耕耘する持ち廻り方式ではなく、特定の人がいわば専従者として機械の運転を受けもち、作業の順序も属地的に決定することが考えられる。そうすると共同利用型は組合請負作業型に移行するのである。

組合請負作業型に移るまえに、それへの過渡形態ともみられる共同施設による共同作業型にふれておこう。この型には共同施設で機械化される作業だけを共同化したものと、それ以外の手作業の共同化をも一貫作業的に結びつけたものとあるが、ともかく共同利用型と共同作業型とが結合してできた型であるだけに、両方の型がそれぞれ持つ技術的效果を併用できる可能性がある。だがこのような長所によって、さきほど述べたところの共同作業の不成立要因や共同利用の解体要因が、この型のばあい除かれるだろうか。たしかに緩和されるが、限度がある。この点を前記の佐賀県鳥栖市八軒屋生産組合の事例をかりて検討してみよう。

この八軒屋は筑後川沿岸の小集落だが、常習水害地帯であつて、昭和二八年にも洪水で水田が流失し、家屋に浸水して農機具は使用不能になった。それでなくても出費の多いときなので農機具の共同購入の気運が高まり、三二年に新農村建設の特別助成や各種の制度融資をうけて動力耕耘機、全自動脱穀機などを部落生産組合の共同施設として入れることができた。現在の一貫的共同作業はこの共同施設を軸にしたものである。まず全部落一六戸の農家は、耕地二町前後のものと一町未満のものとがほぼ相半ばしているので、この両階層の農家が二戸ずつ四戸一諸になって四つの共同作業班を編成した。各作業班の耕地はいずれも五町歩、従業者一人当り五反前後にそろっている。共同作業の方法は、各作業班に組合有の耕耘機と脱穀機を一台ずつ配置し、これを軸にして稲刈結束・脱穀・耕耘整地および麦播の諸作業を一貫作業的に共同で行なう。このばあい農機具の維持・償却費および元利償還金の負担

は耕作反別割——反当六二七円——であり、労力出役の過不足は農村の一般日雇賃銀を基準にして一日四〇〇円で清算している。

この八軒屋の共同化では、共同利用と共同作業との両面だがいにその効果を強めあっている。まず零細農家層はいままで自家の脱穀や耕耘整地作業を性能の低い個人農具で行なっていたが、これが機械の共同利用によって能率化されて、かなりの労働が浮くことになり、それだけ余分に稲刈結束や麦播の労力として共同作業をつうじ上層農家へ提供される。その単価は一日四〇〇円とけっして高くないが、労力提供者たる零細農家層にとっては僅かな機械化負担金を除けば無償の所得増加であり、受け入れる上層農家はそれのおかげで、農繁期には一日七〇〇円もする雇傭労力への依存から解放される。かように共同作業の効果は強められるのだが、そのことは、単独には成立しえなかった共同作業が、機械の共同利用との結合で成立を助けられることを意味する。つぎに共同利用をつうじて導入された脱穀機は、その性能におうじた労働組織を共同作業の面で与えられることによって、個別作業のときより高い能率⁽⁶⁾を発揮するし、耕耘機のばあいは、運転担当者が他の自家作業から解放されて耕耘に専門化するから、ここでも能率向上が可能になる。だがなかなか大きな効果は、持ち廻り式の共同利用とはちがって作業順序がもっぱら属地的に決められることである。かようにして共同利用の効果は共同作業のおかげで強まるが、そのことは、機械の年間稼動面積の増大をつうじて反当経費負担を軽減させ、それだけ共同利用の存続を助けるのである。

だがここで一貫的共同作業と共同利用との相互補強を支えているのは、全農家のほぼ半数をしめる零細農家層の存在である。第三表でみると、そのほとんどが旧自小作・小作出身の五反―一町層であり、共同作業への出役超過のかたちで上層農家の事実上の雇人に再編成されている。この階層はがんらい兼業なくしては生活できないが、

第3表 農家階層別にみた共同作業の労賃決済
—八軒屋生産組合のばあい—

農業共同化の類型区分

経営耕地 広狭別		5反未満	5～10反	11～14反	15～19反	20反以上	計
改革前 自作別	地主兼自作	0戸	0戸	1戸	0戸	2戸	3戸
	自作	1	0	0	1	1	3
	自作兼小作	0	4	0	2	0	6
	小作	0	2	0	2	0	4
	計	1	6	1	5	3	16
差額労賃 を受取つたもの	3千円以上	0	4	0	0	0	4
	3～1千円	0	0	1	1	0	2
	1千円未満	1	1	0	0	0	2
	(計)	(1)	(5)	(1)	(1)	(0)	(8)
同上支払 ったもの	1千円未満	0	1	0	2	0	3
	3～1千円	0	0	0	2	0	2
	3千円以上	0	0	0	0	3	3
	(計)	(0)	(1)	(0)	(4)	(3)	(8)

備考 阪本、綿谷編『農業共同化の実態』213頁および222頁所載の統計数字をまとめたもの。なおこの数字は特定作業だけでみたもののように推定される。

その兼業の種類は、生計補充のため己むをえない悪としての人夫日雇型のものである。共同作業への出役超過も、本質的にはこの種の兼業の一変形にほかならない。要するに共同作業を支えているのは、五反一町層のかわやうなミゼラブルな存在なのである。ところでこの階層は、さいきん急激に分解して土地持ち労働者の第二種兼業農家に変質しつつあるが、八軒屋でもかりにこの過程が進行しはじめるならば、一貫的共同作業は、かんじんの労力提供者がいなくなつて解体するだらうし、それは同時に共同利用を補強する力の消滅でもあるから、すくなくとも現在の形態の共同化は存続しえなくなるだらう。げんに同じ形態の共同化であつて所屬農家の第二種兼業農家化のために崩れさつた事例が、近くの佐賀市東田代にある。

このように共同施設による一貫的共同作業型は、零細農家層が未分解のまま滞留する後進的な農業構造を成立の条件とし、これと運命をともにすると思われる。その理由は、一貫的共同作業の身に田植、稲刈結束、麦播のような労働多投の手作業が入っていたからである。したがってこの型の共同化が農業構造の進化のもとで発展性を持ちつづけるには、これらの手作業そのものの技術革新¹¹機械化が実現されねばならない。そのばあい技術的にみた機械の稼動可能面積と労働組織との大きさにおうじて、農家の個別所有・個別作業の形態にもどるものもあれば、従来どおり共同施設による共同作業の形態をとるものもあるだろう。またとくに大規模な機械のばあいは、農協や部落生産組合を主体にした組合請負作業型に転形するだろう。

この組合請負作業型は、もちろん、普通の動力耕耘機のような比較的小規模の労働手段を充用するさいにも可能である。たとえば動力耕耘機普及の初期には、農協がみずから数台の耕耘機を所有し、専任の運転手を雇って組合賃耕を実現した例がかなり多い。だがこれはあくまで過渡的な存在であって、耕耘機耕が一般に普及する段階になると、個人賃耕を兼ねるところの個別所有か、二―三戸単位の共同利用型かに席をゆずったのである。⁽⁸⁾その理由はおそらくこうだろう。まず耕耘機の利用方式としては個人賃耕を兼ねる個別所有、持ち廻り式共同利用、共同施設による共同作業、組合請負作業の四つが考えられる。耕耘機が対象だからどの方式も能率のそう大きな違いがないだろうが、専任の運転手を雇い、集団地本位に耕耘する組合請負作業方式がいちばん能率的で、年間稼動面積も大きいと想定してよい。そうだとすると反当耕耘経費は、この方式がいちばん割安だということになる。だが問題は、この経費の内容である。

耕耘経費には減価償却費や消耗品などの物財費、運転労賃、金利が考えられる。このうち物財費はどの方式でも

経費に計上されるだろうが、労賃と金利とはそうでない。たとえば個別所有のばあいには、機械を自己資金で買い、自家労力で運転するのだから、かならずしも労賃や金利を経費に計上しなくてもすむ。自家の耕地以外で賃耕したときも、その目的が早く機械のもとを取ることにあるならば、最低の労賃しか計上しない賃耕料金でも我慢するだろう。持ち廻り式共同利用のばあいは、自家労力による運転だから、労賃のほうは問題ないし、機械購入資金を受益面積におうじて分担するかぎり、かならずしもその出資に金利をみなくてよい。出資分担と受益面積とにずれがあるとき、その部分が金利の対象になるだけである。共同施設による共同作業のばあいも同様であって、出役が受益面積におうじて分担されるかぎり、労賃計上の必然性がなく、過不足があるときだけ、この部分を労賃で清算するのである。このように以上三つの方式ではかならずしも耕耘経費として労賃や金利までを計上しなくてすむが、農協や部落生産組合を主体にした組合請負作業のばあいは違う。専任の運転者を雇っているから、その労働にはかならず世間相場並の賃銀を支払わねばならない。機械の購入が農協の自己資金でまかなわれるとしても、その資金源は農協組合員の出資金か貯金であり、すべて金利のついたものである。部落生産組合が主体のときでも、所属戸数が多いから出資分担と受益面積との不一致はむしろ普通であり、やはり金利をみておかねばなるまい。したがって組合請負作業方式では、たんに減価償却費や消耗品などの物財費だけでなく、かならず労賃と金利とが経費として計上される。これにともない経理その他の事務管理の費用も加わるだろう。その結果、さきほどの想定ではこの方式の反当耕耘経費が他の諸方式より割安だったはずなのに、実際はかえって割高につくのである。耕耘機耕が一般に普及する段階でこの方式が競争に敗れて姿を消したのは、ここに理由があると思われる。

組合請負作業型の共同化は、共同利用型や共同施設による共同作業型がさらに発展したものであり、この発展を

つうじて、労働の提供には賃銀、労働手段導入の出資には金利の支払を必然ならしめる資本主義的経済関係が、技術革新を実現するための新しい容器になる。だがいま明らかにしたように、技術革新の内容が耕耘機ていどの規模のものでしかないときには、この容器の進歩的性格がかえってハンデイクャップになるのである。したがってこの型の共同化が定着するのは、多数の個別経営が結集してはじめて適正規模となるような大農的技術革新、たとえば大型トラクタやスピードスプレーヤーやヘリコプタなどを充用するばあいである。このばあいに組合請負作業という新しい容器が本当にものをいう。それは、受益農家にたいしては作業能率向上の点でも深耕や防除効果の点でも、動力耕耘機や動力噴霧機による共同化ではとても期待できないほどの大きな利益を与えるし、事業主体である組合のほうも、専従の技能者やその他作業員にたいする労賃と設備投資にたいする金利、さらに事務管理費をも計上して採算が成りたつのである。

だがそのためにはまだ条件がある。さきほど動力耕耘機の共同利用型のばあいに年間稼働面積の十分な確保が必要だと述べたのであるが、このことは大規模な労働手段を軸にした組合請負作業型ではさらに決定的な条件となっている。この条件を充たすためには、まず第一に耕地の形状や位置、農道、さらにトラクタ耕耘でいえば、水田の排水施設が問題になってくる。岐阜県の旧輪中地帯のある村で土地改良を実施した後、新農村建設事業として、共同利用の形で数十台の動力耕耘機を入れるとともに、農協主体の組合請負作業でファーガソン・トラクタを入れたことがある。耕耘機の共同利用は定着したが、トラクタのほうは稼働面積数町歩にすぎず、十分な成果をあげることができなかった。主な原因は、いちおう土地改良を実施したが、田の排水や農道の幅がトラクタを入れるほどには十分に整備されていなかった点にある。したがって大規模な労働手段による組合請負作業を実施させるのには、

これが充分稼働できるような耕地条件の整備がまず必要である。第二に必要なことは、労働対象である耕地の作付様式、作物品種および栽培技術を集団地ごとに統一することである。同じ集団地区のなかで一毛作田と二毛作田とが交錯していたり、稲の品種が早中晩と交錯していると、耕耘整地の期日が喰い違う。果樹園のばあいでも同じ地区で樹の品種・樹齢や仕立て方が違うと、防除の時期や内容もまた違ってくる。このことは、普通の共同作業のばあいでも作業の中断や耕地間の移動によるロスをうみだが、ことに大規模な労働手段をうごかす組合請負作業になると、このロスは労働手段の年間稼働率のうえに決定的な悪影響をおよぼすのである。したがって組合請負作業が大規模な労働手段を中心にして確立するためには、集団地区ごとに作付様式や品種などがあらかじめ統一されなければならない。だが各農家の耕地が小面積ずつ交錯しあっている状態のもとでは、かような統一を実現するために共同化が必要になる。これが管理協定型の共同化なのである。

この型の共同化の本質的な特徴は、経営管理機能の面で個別経営間の集団的結合が形成されることである。それは、いまも述べたように組合請負作業や共同作業の能率的実施を支えるための関連共同事業として登場するばかりが多い。その一例は、スピード・スプレーヤによる防除の組合請負作業と結びついた剪定整枝方法の協定である。だがそれだけではない、たとえば愛知県安城市を中心に普及している水稻の集団栽培——集団地ごとの品種や施肥設計の統一——は、たしかに全般的兼業化による労力不足の対策として防除その他の一貫的共同作業を実施しやすくした出発点であるが、それじたいとしても独自の成立理由があった。それは、水利施設が不備なために田一枚ごとに独立して灌排水を行なうことが困難なばあい、近隣の田の耕作者とのあいだに摩擦を起すことなく新しい栽培技術——水稻の準早期栽培——を導入すること、また個別のままでは技術改善の主体性をもたない第二種兼業農家

の田をも含めて全地域的に技術改善を公開普及させることである。このばあい、かりに水利施設が完備し、また第二種兼業農家がすっかり農業から足を洗っていたとすれば、かような理由による集団栽培は成立しなかったかも知れない。同じことは、福井県鯖江市附近や横浜市鶴見区などの湿田ないし半湿田地帯に成立している田の畑転換による蔬菜の集団栽培にも当てはまる。ここでは特定の集団地区で田の畑転換を実現するために部落内全農家の協定を行なうのであるが、もし全般的な土地改良や水利施設の整備によって全水田が乾田化していたとすれば、かならずしもかような協定の必要はなかったであろう。⁽⁹⁾

管理協定型の共同化を成立させたものとして、さらに農産物市場にたいする適応をあげることができる。さいきん国民の食生活構造の変化によって果実その他の青果物や畜産物が大衆の日常食品化しつつあるが、それにとともに販売市場の構造も中央地方をつうじて大規模化しており、とくに品質や銘柄を標準化し、価格をもプールした中央市場向けの大量出荷方式がますます重要になっている。このような市場構造の変化は、これにたいする生産者の適応形態として、各類型の共同化を産みだすのである。たとえば前に述べた果樹作における防除の組合請負作業は、たんに高度の労働手段導入によるコスト節約のみならず、市場の要求におうじた標準的な良質品の量産に役立っており、とくに管理協定型共同化の一種としての蔬菜の協定栽培は、品質や規格を統一した大口出荷をし、他産地との競争をさせて出荷時期の調整をはかるために成立したものが多い。

以上で管理協定型の共同化が成立した理由をひろったのであるが、要約すればこうである。それは、(1)組合請負作業による大規模な労働手段の完全稼働、(2)新しい作目や栽培技術の導入および普及、(3)市場の変化におうずる出荷内容の標準化、以上にたいして各農家が個別的に行なう経営管理機能では適応の態勢を採りえないような諸条件

のもので、これを補足する経営管理方式として成立するものである。したがってかような条件が農業構造の技術的・経済的な後進性にもとづいており、その解決につれていずれは消滅すべき性質のものであるか、またはその逆であるかによって、この型の共同化が過渡的な存在であるか否かが決まるだろう。どちらかといえば上記のうち(2)のばあいは過渡的なものが多く、(1)と(3)のばあいは永続的だと思われる。

ところでこの管理協定型が組合請負作業または部分(部門)共同経営型と一体に結びついてきたものとして、ひとつはセンター式団地共同型、他のひとつは分割制共同農場型があげられる。すでに前節で紹介しておいたように前の型にぞくするものは静岡県庵原の農協を中心にした蜜柑作の共同化、島根県大東の十万羽養鶏であり、後の型にぞくするものは静岡県袋井や瀬名川の集団梨園、神奈川県座間の十万羽養鶏である。この二つの型は、一般的にいて、その共同化類型としての特徴を次のような形で活かしていると思われる。第一に生産過程のうちで技術的に大規模生産化したほうがよい部面では組合請負作業または部分(部門)共同経営の方式を採らせ、これに投資を集中して高度な労働手段を導入しており、さらに分割制共同農場型のばあいになると、この労働手段の性能を完全に發揮できるように、生産基盤をまで単一の大農場方式のものに整備している。第二に生産過程のうち手労働を中心にした部面では、個人の生産意欲を高めるいみで個別作業が行なわれるが、このばあいも組合の一元的な計画による協定栽培ないし協定飼育の方式を採らせ、作業内容の改善と標準化とをはかっている。第三に生産資材の調達と生産物の販売とを組合が一手に担当し、これと上記の生産共同化とを組み合わせることによって、市場の要求におうじた標準的な良質品の量産態勢を確保している。この点は、とくにセンター式団地共同型のばあいに重点目標となっている。

第4表 集団梨園における共同化される作業とそうでない作業

農業共同化の類型区分	作業種類	作業時期	共同化実施中 (予定)のもの	収量決定 の要因度	共同化の 難易
	整枝剪定	1月上中旬		◎	難
	誘引	5～6月		○	シ
	授粉	4月上旬		○	中
	摘蕾摘果	4月下旬～5月下旬	(○)	○	難
	袋掛け	5月			中
	施肥	1～6月	○	◎	シ
	薬剤散布	年間	○	◎	易
	中耕・間作	シ			中
	深耕・土壌管理	12月		○	シ
	排水溝保全管理	年間	○		易
	防風	7～8月	○		シ
	収穫	8月中旬～9月中旬			難
	選果荷造発送	シ	(○)		易
	施肥の維持管理	年間	○		シ

備考 静岡県袋井市堀越の集団梨園のばあい。全国農協中央会営農部『農業協同化事例報告書』13頁より作成。

したがってこの二つの型は、個別経営がもつ独自の役割を尊重しながら、その枠内で技術革新と市場の構造変化とに適応した大規模生産の長所を活かそうとする点に、共通性がある。ただセンター式団地共同型では市場の構造変化にたいする適応により重点がおかれているので、大規模生産の長所の活かし方もやはりこの面により重点が掛っている。このばあいの決め手は、流通過程の共同化とこれにともなう生産物の共同処理とを有効に行なえるセンターの確立である。それは同時にさきほど述べた形で生産過程の共同化に手を伸ばすが、その基準は、市場の要求におうじた標準的な良質品の確保におかれている。団地共同をつうじて供給される生産物の量も、共同出荷の適正単位という見地で検討される。これにたいして分割制共同農場型では技術革新にたいする適応により重点が掛っている。このばあいの決め手は、単一の大農場にふさわしい生産基盤を開墾や交換分合をつうじて新たに造成し、その

うえて固定施設や永年生物物の栽植方式をも単一農場方式に整備統一することである。その結果として生産過程の各種作業は、大農的技術革新を活かせるぎりぎりのところまで共同化される。集団梨園のばあいの第四表をみよ。個別経営に残される作業は、共同化するとかえって生産の結果に悪影響をきたしそうな有機度の強いもの——たとえば整枝剪定・誘引・摘蕾摘果——か、共同化しても労働能率の上らない手労働——たとえば収穫——かに限られる。

この二つの型の共同化は、決め手であるセンターの確立や生産基盤の造成をてこにして、大規模市場や技術革新にたいする適応を効果的になしとげるものだから、果樹や畜産などの処女地帯でその主産地形成を促進しようとするばあいの手段としてきわめて役立つと思われる。だがこれらの共同化は、さきほど述べたように個別経営がもつ独自の役割を認めている点に、ひとつの問題を残している。たとえば島根の大東では、育雛や孵卵は農協じたいの事業であるが、成鶏の飼育は各農家の個別経営にまかされており、その結果として、協定飼育形式による町当局や農協の指導にもかかわらず、飼育管理の技術面で個人差ができてき、技術低位の農家はしだいに脱落して、適格な農家だけ飼育規模を大きくして養鶏專業化する傾向がみられる。このことは、個別経営の機能をより狭い範囲でしか認めていない分割制共同農場型のばあいでも同様である。⁽¹⁰⁾問題は、この共同化内部に発生した一種の階層分化をどう処理するかにかかっている。もし技術低位の農家が順調に淘汰されて、適格な農家だけが共同化の担い手として残るように処理されるならば、共同化による主産地形成や技術革新の目標達成は、かえってこの階層分化を媒介にして促進されることになるだろう。

注(1) 前掲鈴木清「共同作業の実証的研究」による。

- (2) 川俣浩太郎氏は、「共同作業における型態として、単なる労働調整を主とせるものと、農業機械化により労働の生産性を図ることを主とせるものとを区別」し、前のほうの例として鈴木清氏が秋田県で指導した共同田植を分析している(川俣『農業生産の基本問題』二一五～二三頁)。
- (3) 前掲綿谷「農業共同作業論」をみよ。
- (4) 榎本善一郎「共同作業の実績とその示唆するもの」(『帝国農会報』昭和一四年八月号)。
- (5) 動力耕耘機の共同利用にかんする本文の叙述は、武井照・篠原公子「動力耕耘機共同利用の研究」(『農業技術研究所報告』H 第二六号)に負うところ大きい。
- (6) 戦前の日本労働科学研究所の実験によると、反当動力脱穀機運転時間および反当積算労働時間は、在来の個別作業(作業人員三人)では一四四分と四三二分、もっとも合理化された共同作業(同上一人)では三〇分と三〇〇分であり、しかも前者では稲運搬・わら片付・穀片付を含んでいない(農林省農政局『共同作業の適正規模に関する調査』一～八頁)。
- (7) 佐賀市東田代における共同施設による一貫的共同作業の崩壊については全国農協中央会営農部『農業協同化事例報告書』一六四～五頁をみよ。なお八軒屋の共同化の実態は同書一六七～一七五頁および前掲阪本・綿谷編『農業共同化の実態』二〇八～二二五頁による。
- (8) 武井昭「動力耕耘機の大組織共同利用の問題点——長野県埴科郡屋代町に於ける実態——」(『農業技術研究所報告』H 第二三号)、および全国農協中央会『耕耘機共同利用に関する調査報告』をみよ。
- (9) 福井県鯖江市附近における蔬菜の集団栽培については農林省農林経済局『続・農業共同化の現状』一八七～一九六頁。なお愛知県の水稻集団栽培については同書一二三～一四一頁、および農政調査委員会『日本の農業——水稻の集団栽培』をみよ。
- (10) 静岡県袋井の集団梨園内部における分裂傾向については福武直編『農業共同化と村落構造』一六九～一七三頁に詳しい。なお前掲農林省農林経済局『農業生産共同化の現状』一九五～六頁。

(二) 共同経営類型のばあい

いままでは個別経営を大なり小なり前提した共同化の諸類型について技術と経済との関連を検討したのであるが、

こんどは共同経営をとりあげるとしよう。この類型は、対象範囲が全生産部門か、特定の部門か、あるいはさらにその特定の作業部面かの違いこそあれ、ともかく共同経営であるかぎりには、単に労働力の編成や労働手段の所有、経営管理機能のみならず、労働対象の所有までが共同化され、したがって生産物の帰属も共同化されている。このように労働対象の所有、生産物の帰属までが共同化されていることが、共同経営型にまったく独自な特徴である。その結果として農業の技術革新を新たに取りいれ、その性能をフルに發揮するための容器としては、他の共同化類型には見られない長所がみつめられる。それは、次の三点である。

(1) さきほども述べたように高度な労働手段を取りいれ、その性能をフルに發揮させるための共同化としては、すでに共同施設による共同作業型と組合請負作業型とがある。だがかような共同化のばあいには労働手段の年間稼働面積を最大限に引き上げ、これとともに労働力の利用をいちばん効率的にするには、一圃場から他の圃場への移動のロスをできるだけ小さくするいみで集団地本位の作業順序が必要になる。そのためには、耕作者の顔ぶれいかにかわらず、同じ集団地区の作物、品種、作付様式、作業時期がすべて統一されていなければならない。かような統一を実現するものが、さきほど述べた管理協定型の共同化である。だがこの型の共同化も、各農家の個別経営が存在し、労働対象である農作物や耕地が個別の所有にぞくしているかぎり、なかなか完全には実現できない。とくに経営耕地規模が比較的小さい農家層では、同じ集団地区の圃場に多様な品種を小面積ずつ作付けし、耕地の利用度も集約化せざるをえない状態にある。これに劃一的な品種や耕地利用方式をおしつけるとすれば、かならず不平がでる。また集団地本位の作業順序を徹底すると、各農家の圃場が各集団地区にほぼ同じ割合で存在していないかぎり、作業の進行速度は農家ごとにアンバランスとなり、後まわしになった農家から不平がやすい。

とくに作業の適期が窮屈なばあいや、作業員の疲労累積から後のほうの時期の作業が粗雑化するばあいにそうである。だが以上のような不平がでるのも、つまるところ労働対象である農作物や耕地の所有が個別的であり、劃一的な作付や、作業の遅れや粗雑化からくる生産物の損失が直接農家個々に負わされるからである。したがって高度な労働手段を取りいれ、その性能をフルに發揮させるための共同化は、結局のところ、共同経営までいかなければ充分でないと言えよう。

(2) だが農業の技術革新は、単に高度な労働手段の導入だけではない。高度な労働手段の導入は、直接には労働能率の向上や作業内容の標準化をもたらす、いわゆる労働技術の革新であるが、これにたいして労働対象の拡充をつうじて新しい農産物の生産や収量の増加や品質の改善統一をもたらす、いわゆる栽培（飼育）技術の革新がある。この労働技術の革新と栽培（飼育）技術の革新とは、これらにおうじた技能水準と組織とをそなえた労働力によって支えられながら、たがいに結びついてワンセットとしての農法Ⅱ技術体系の革新を形作る。かような農法Ⅱ技術体系の革新を実現するための容器として共同化をとりあげたばあい、共同経営なかんずく全面共同経営型が最大の長所を發揮する可能性がある。

この点を多頭飼育の酪農を例にとって検討してみよう。このばあい労働能率を最高にし、乳量や乳質を最高にするためには、ミルカーやクローラなどをそなえた近代적畜舎を組合の共同施設として取りいれ、専門的な技能をもった専従者を雇って、飼育管理の仕事をまかせたほうがよい。この方式が組合請負作業型の共同化である。だがこれだけではまだ充分でない。さらに労働対象として何十頭かの質のそろった乳牛を整備しなければならぬし、専従者の飼育管理にさいしては、これらの乳牛が全体として最高の乳量をだすような、いわば大農的な飼育技術(1)を採ら

ねばならない。このことは、乳牛の各個体に個別所有のひもが付いているかぎり、不可能であろう。各戸が個別に所有する乳牛の質はばらばらであって、統一的な飼育管理が困難である。また乳牛全体として乳量を最高にするために、特定の個体を淘汰したり、あるいはその個体の産乳能力発揮を相対的に抑制したりしたばあい、その損失は全体にプールされないで直接所有者個人にかかる。その結果は、組合員個々から不平がでてきて、大農的な飼育技術の發揮に制肘をくわえることになる。したがって多頭飼育段階の農法革新を共同化のなかで実現しようとするれば、労働対象である乳牛の所有までを共同化しなければならない。この方式が部門共同経営型の共同化である。

だがすくなくとも酪農のばあいは、部門共同経営でもまだ充分ではない。乳牛は、ほとんど購入飼料一本でやれる養鶏や豚肥育とちがって、あるていどの自給飼料を必要とするから、飼料作との有機的結合がでてくる。そのさい飼料作は組合員の個別経営のほうで引きうけ、出資した乳牛頭数におうじた量の飼料を提供する方法もあるが、これでは提供された飼料がとかく質的にも量的にもばらばらになり、年間をつうじて計画的な粗飼料の確保は難しい。そこでこの欠陥をなくするために、飼料作をも共同経営化することが必要になる。ただし共同酪農における飼料作の現状は、個別のばあいでも共同化されたばあいでも、がいして技術的に低位である。共同飼料圃でありながら、各地区に分散しており、耕耘・播種・収穫や糞尿運搬の機械化が充分でなく、収量もそう多くない。その結果、共同飼料圃の存在がかえって足手まといになって、縮小や廃止をよぎなくされることもある。だがかりに飼料作またはこれを含む輪作が、労働手段の装備でも栽培技術でも大農的な農法として確立され、個別経営における耕地利用よりも高い反当純収益を実現するばあいには、単に乳牛飼育部門のみならず、飼料作を含む耕種部門をも共同経営化したほうが有利になるだろう。このばあいには全面共同経営型が、大農的な農法の革新を実現する容器として

最大の長所を發揮するのである。

(3) いまほど私は、農法の革新を完全に活かせる容器として共同経営、なかんづく全面共同経営をあげた。このばあい取りいれられる新農法は、家族的な個別経営の枠内ではどうみても消化しきれない大農的な農法であつた。かような大農的な農法を活かす容器として共同経営が必要とされるのは、当然だと言えよう。だが家族的な個別経営でもかならずしも消化不可能ではない。そのいみでは小農的な農法の革新であつても、現在の個別経営がこれを取りいれるにはあまりに低い水準にあるばあいは、この断層を埋めるための過渡的な方式として共同経営が存在理由をもつことがある。たとえば明治末期ごろ水稻の新しい苗代技術を取りいれる方式として共同苗代が全国各地で奨励された。これは、すでに述べたように種粃や苗の所有までを共同化した部分共同経営である。小農的な技術の見本ともいふべき苗代技術を取りいれるのに、どうして共同経営方式が必要だったのか。その理由は、当時の農家の技術的な水準があまりに低く、この新技術をいきなり個人苗代へ持ちこむだけの状態になつたからである。そこで精農家を中心にした何戸かの農家で組合を作らせ、労働対象である種粃や諸材料を組合所有に、したがつて生産物である苗も組合に帰属させることにして、かりに失敗しても組合全体で危険分散をはかる仕組にしたのである。この共同苗代は、各農家がしだいに新技術を身につけると、しだいに個人苗代へ移行していった。また蔬菜の温室栽培にはじめて着手した地帯でしばらく部門共同経営や、育苗だけの部分共同経営を実施したケースが少なくない。さらに大正末期から昭和初期にかけてかなりの数の全面共同経営が成立し、数年後に解体したが、そのなかにも同じ性格のものがあつた。それは、低位生産地帯において地主がその支配下の小作農家を組織してできたもので、何年間か共同経営をやつて反収が一般の水準まで上ると、存在理由をうしなつて解体した。⁽⁴⁾共同経営は、このように

小農的な新農法導入の役割をはたし終えたばあい、個人の生産意慾を鈍らすほうへ逆に作用する傾向がある。この傾向は、有機度の強い直接的育成作業でとくにいちじるしい。

以上の三点で、共同経営がその独自の特徴をどのように技術や農法の革新の容器として活かすかを検討したが、締めくくりとして問題をひとつ提起しておこう。現在合せて二千五百を突破している全面および部門共同経営は、その展開過程でいまほど検討したケースのどちらに帰着することになるか。新しい大農的な農法を実現した容器になるか、あるいは個別経営が新しい小農的な農法に適応しきるまでの過渡的方式になるか。もし前者だとすれば共同経営は、成功すればするほど、共同経営として存続し発展するだろう。だがもし後者だとすれば、共同経営の成功はやがてその解体の途に通じ、跡には現在より高い農法水準に立つ家族的な個別経営が登場するだろう。

この問題は、共同経営が今後の農業構造のありかたに及ぼす影響を考えるさいに重要だと思われるが、さしあたり問題の提起だけにとどめて、先へ進むことにする。いままで私は、技術革新を実現する容器としてみた共同経営の積極的役割を検討してきたが、そのばあいもちろん、共同経営は個別経営より生産力的に優越するという想定に立っていた。だがこのような生産力の優劣は、すぐそのまま経済の面での競争力の優劣としてあらわれるのではない。媒介するものとして個別経営、共同経営がそれぞれ内包している生産関係の違いがあり、これがまた両者の競争力をそれなりに規制している。したがってこんどは経済の面で共同経営の生産関係の作用を検討しなければならぬ。このばあいも三つの点があげられる。

(1) いくども繰り返したように共同経営の特徴は、労働対象の所有と生産物の帰属までが共同化されることである。この労働対象の大部分は市場をつうじて調達され、生産物もほとんど販売されるが、共同経営化したことによる規

模拡大の効果は、まずこの市場面で大量取引、継続取引の利益を収めるかたちで実現されるのである。たとえば共同酪農のばあいの專業乳価、共同養鶏における食鶏の特約価格や卵の特産価など、いずれもまとまった数量を定期に出荷して流通経費を一般水準以下に縮減することによって利益をあげており、同じことは、生産資材（たとえば飼料）を大量購買するときの包装資材費や支払手数料の節減にもあらわれている。だがこのばあい共同経営は、かならずしも一般農家の個別経営と同じ立場で市場取引に参加しているのではない。むしろ乳業資本や加工資本、大口問屋資本と直結し、特約取引の關係を結ぶことではじめて、いま述べた流通上の利益を確保している。共同経営の現状をみると、本来の生産過程における生産力の優越そのものよりも、大資本との直結態勢をバックにした流通上の利益のほうが、共同経営の競争力を支えているように感ぜられる。この状態はさらに、共同経営集団を大資本による「垂直的統合」のエージェントに変質させることになりかねないのである。たとえば専門農協や有限会社形式で共同養鶏を営んでいる集団が、併行して周辺の養鶏農家の卵を組織的に集荷し、じぶんのマークで特約先へ入れている事例がそれである。

(2) 他の共同化類型では生産物は直接個別経営に帰属するから、共同化の利益も直接個別に帰属し、あらためて利益分配を行なう必要がない。だが共同経営では違う。共同経営に帰属した生産物（粗収益、総額から費用を差し引き、残りを利益として組合員に分配しなければならない。このばあい費用としてなにを計上するか、関連して利益の中身はなにか、さらにこの利益をどんな基準で分配するかが問題である。かりに費用としては物財費と外部支払労賃だけを計上すれば、利益の中味は経営管理者報酬をふくむ出役労賃プラス提供耕地々代プラス出資々本利子となり、したがって各組合員が労力出役、耕地提供および出資をどんな基準で引き受けているかによって、利益分配

の基準もおのずから決まる。

まず共同経営が成立したばかりの端初的な関係を表現するものとして、平等出役・平等耕地提供・平等出資、したがって平等の利益分配の方式が考えられる。これは、全組合員がそれぞれ同じどに経営管理者、労働者、耕地提供者、出資者を兼ねており、したがって利益も、経営管理者報酬や労賃や地代や利子が未分化な、混合所得として平等に分配されることを意味している。共同経営がかような関係に立脚するかぎり、いうなれば家族的な個別経営のたんなる複合態である。組合員はこの所得でもって自家労賃を実現できればいちおう満足し、お互いのあいだで提供した耕地にたいする地代、出資にたいする利子の実現をまで主張しあうことはない。自家労賃の実現でさえも、共同経営の生産力がとくに低い段階では自発的に制限されるばあいがある。たとえば共同酪農が発足したばかりで搾乳牛頭数も乳量もまだ少ないので、当分は無償で輪番出役をし、利益をすべて借入金返済と設備投資にふりむけるばあいや、全面共同経営で全組合員の最低限生活を保障しあうには、利益分配そのものをさえ制限ないし否定して人民公社的な「供給制」を採らざるをえない⁽⁵⁾ばあいである。この後のほうになると、共同経営の実態はもう家族的な個別経営に近いものである。

このような利益分配方式に表現される関係は、たしかに共同経営の生産力がまだ低い状態にふさわしいものである。だがその半面、共同経営の生産力発展が本格的に進みだすと、この関係はだんだん崩れてくる。まず投資規模が拡大するにつれて、自己資本にたいする借入れ資本の比率が高まるか、あるいは組合員の出資がアンバランスになる。同様のことは経営耕地の拡大のばあいにも起る。また労働力編成の面では、全組合員平等の輪番または毎日出役がだんだん特定組合員や員外被雇傭者の専従者的な労働におきかえられ、そのなかでさらに経営管理を担当す

るものと筋肉労働に服するものとが分化する。⁽⁶⁾これらの動きの結果として利益分配のほうも、一部分は借入金利子や借入地々代や、組合員のそれをも含めた給料賃銀として費用に計上され、残りが土地所有をも含む出資にたいする配当や役員賞与などの形で分配される利益になる。こうなると、実質的には資本家企業の分配方式に接近したと言えるのである。

(3) ここで家族的な個別経営と共同経営とが農産物価格にたいしてどんな適応の仕方をするかを比較してみよう。このばあい個別経営のほうは完全に自作地と自己資本と家族労力だけで経営されるものを想定する。かような個別経営は、農産物価格で物財費プラス家族労賃からなる費用を実現すればいちおう満足し、かならずしも自作地々代や自己資本利子の実現までを主張しない。しかも家族労賃の性格は、労働を強化してもそれだけ家族労賃(＝家計費)総額が増えるものでなく、いいかえると労働強化につれて一定限まではその単価が安くなるものだから、家族労賃の実現の面でもかなり弾力性を残している。そのかぎり個別経営は、小農的自己搾取のおかげで安い農産物価格にも適応できると言えるだろう。⁽⁷⁾ところで共同経営はどうか。このばあいの共同経営は、生産力発展につれて資本家企業の利益分配方式へ接近したものを想定する。かようなパターンの共同経営は、農産物価格でもって物財費、組合員および員外被雇傭者の給料賃銀、組合員からの分をも含めた借入地々代、借入資本利子からなる費用を実現しなければならず、また利益のうちでも預金利子ていどの出資配当や最低限の経営管理者報酬は確保できねばならない。そのかぎり共同経営は、物財費と家族労賃だけの実現でいちおう満足する個別経営に比して、競争上ずっと不利なハンディキャップを負っていると言えよう。⁽⁸⁾だが個別経営と共同経営とのあいだの競争力を左右する基本的要因は、やはり生産力の優劣である。さきほどは共同経営の生産力優越をいちおう想定しておいたが、はたしてこの

優越は、いま述べた競争上の不利なハンディキャップに打ち克つほどのものだろうか。またそのさい、(1)で指摘した流通上の利益がどのように作用するだろうか。この問題は、共同経営の現状分析のなかで具体的に検討するほかはない。

ここでひとつ附けくわえておくとすれば、このような共同経営のハンディキャップが農業全体の技術的経済的与件との関連において共同経営の農法のありかたを制扼するということである。この点も稿を改めて詳しく分析したいと思うが、たとえば現在の全面共同経営は耕地に深く根をおろしたものがそう多くなく、部門共同経営も養豚や養鶏などの加工的畜産に集中しており、共同酪農でさえも飼料作と乳牛の繁殖育成との部面を制限して、いわゆる一腹しぼりの粕酪農にかたよる傾向があらわれ、しかもこの傾向は、乳牛飼育規模が大きくなるほど歴然としている。したがってマクロ的には酪農発展のきそである乳牛資源の培養を零細規模の個人酪農にまかせて、大規模の共同酪農は、もっぱらこの資源を喰いつぶすかたちで企業性を発揮しているとも見做される。このような歪められた農法のありかたは、どうして生じたのか。基本的には現在の農業全体の技術的・経済的与件が、飼料作と有機的関連のある乳牛の繁殖育成を生産性Ⅱ収益性の低い部面たらしめているからである。個人酪農は、小農的自己搾取によってこの部面へも進出するが、この武器のない共同酪農ではそれが不可能なのである。

以上でもって、共同化の各類型における技術と経済との関連を検討しおえたことにする。次には、ここで提起された問題に答えるかたちで各類型ごとに共同化の現状分析を試みたいと思う。ただその前におことわりしておくが、ここでの問題提起は、じつは現在の共同化を一面的に捉えたうえでのものでしかなかった。それは、現在の共同化の成立背景を主として技術革新にもとめ、これを実現するための手段としてだけ共同化を捉えるにすぎなかった。

したがって共同化は、個別経営にとってもっぱら生産力発展のためのものであり、それ以外ではありえなかった。⁽⁹⁾

このような一面的把握を訂正することをも、次に予定される現状分析の問題のひとつに加えておきたい。

注(1) ここで大農的な飼育技術とは、飼育過程における労働手段装備や労働組織の大農化ではなく、労働対象としての家畜そのものにかかわる技術の大農化である。個々の家畜がもつ特性の面に飼育の重点をおき、これをそれぞれ活かすことで各個体ごとに最大の生産性を発揮させるのが小農的な飼育技術だとすれば、大農的な飼育技術は、個々の家畜を大きな畜群の番号として総括し、各個体の特性をむしろ標準化することで直接的に畜群全体としての生産性を最大ならしめるものである。

(2) 千葉県で会社方式の共同酪農を代表する旭ヶ丘では、はじめ乳牛出資一頭につき飼料作一反歩の個人耕作を割当て、三〇頭規模だから一月に一日飼料を供出して厩肥を持ち帰らすことにしたが、同じ一日でも多く出す人と少なく出す人とあり、營養価の同じ分量でも朝刈ったものは重く、昼刈ったものは軽いという悩みまであり、厩肥の搬出も容易ではなかった。また個別の耕種部門や兼業部門との労力競合も、飼料の生産供出を減少させた一因である。そのうえ三三年八月の台風で青刈トウモロコシの収量が半減してから、悪循環式になって飼料購入が激増し、三四年二―四月には乳飼比八〇%にまで上った。その結果、かなりの期間無配当をよぎなくされて、脱退者も発生した。現在は、飼料作をも共同経営にくり入れるとともに圃場を三カ所に集団化したが一頭当りの反別は五畝歩前後に落ち、いわゆる粕酪農へいつそう徹底している。

また同県で生産組合方式の共同酪農を代表する川島では、はじめは畑二・五町、水田裏作二町を借り上げて共同経営で飼料作をやったが、失敗した。原因は(1)圃場が二―カ所に分散していたこと、(2)組合員の輪番出役だったので作業の引継ぎが巧みいかず、技術が低かった、(3)運搬施設がないので糞尿の飼料畑還元をほとんど行ないえなかったことである。飼料作の共同経営は一年だけで、翌三六年からは個人耕作による買上げ方式に改められたが、いまあげた技術的欠陥はそのままだを引いているようである。

(3) ここでは新潟市の近郊蔬菜園である木崎村で温床による促成栽培の二段階を代表していた笠柳部落と内島見部落とのばあいを戦前の文献から引例しておこう。「この地方の温床は一番床から三番床あるいは四番床まで設けて苗の延びるに従

つて順次移植してゆくのであるが、笠柳部落においては、この一番床を共同で設け、一番床で育った苗を分けてもらって二番床以降は自家において仕立てるのである。これにたいして内島見部落においては、温床を開始した当時は笠柳同様共同でやったが、温床の技術が進むに従って、各自が自家で一番床から育生しなければ、各戸のもつ理想的な栽培が出来ないというので、昭和八年頃から共同温床が個人温床に移行したのである。かかる共同温床の崩壊の過程は稲作の共同苗代においてすでに本県の稲作地帯が等しく経験したところであった」（帝国農会『共同作業・農繁期託児所・共同炊事実施に伴う農村労働事情調査成績』三四頁）。

（4） 綿谷「農業共同経営の日本的形態」（『農業問題』六号）をみよ。このなかで東北型の共同経営に分類されている諸事例が、本文でしめした性格のものである。

（5） この方式の全面共同経営には、奈良の心境や岩手の前森山のように人民公社的な「供給制」を半永久的に続けるものがあるが、一般的には低生産力に低所得の状態から短期間に飛躍するための過渡的な原蓄方式である。たとえば「開拓地建設の第一歩として、集団的に入植した開拓者が概ね一カ年間を限って協同経営協同生活を実施する場合の型態」がその代表的なものである（農林省開拓局指導課『開拓地に於ける農業協同化の理論と実際』六五～八二頁）。これと同じ性格の全面共同は既存農村にもみられる。たとえば兵庫県の協和農場は、「本農場をもつて一世帯とし、すべての経費は農場負担にて行なう」建て前で生活費までを共同化し、三戸の主婦が月ごとに交替で生活面の経理を受けもっている。しかも特徴的な点として、共同経営を「もうける農業」の基礎づくりのための手段だと割り切り、純収益が一戸当りにして月平均一〇万円の線に達したら経営を三分割して、それぞれ酪農と飼料栽培、養鶏と水稻、豚と葉煙草というふうに專業的な個別経営として独立しようと考えている。現在の生活まで含めた全面共同は、その基礎づくりのための過渡的な耐乏方式なのである。（奥谷・桜井・吉田・綿谷編『農業共同化成功への条件——共同化はなぜうまくいかない——』五八～七六頁）。

（6） 前記川島の共同酪農のばあいでも、平等出役・平等出資・平等分配——ただし労賃重点——の生産組合方式を標榜しながら、労働の面では組合員が次の三つのタイプに分化している。（1）経営管理に専念する役員層（輪番出役労賃のほかに管理者報酬がたとえば組合長で月五千元）、（2）経営面にはそう関心のない筋肉労働者的な専従者層（月給一五千元）、（3）個別経営に執着があり、労働配当一本には不満をもつ輪番出役だけの層。詳しくは農文協「川島共同酪農の実態」（『農村文化運動』一二号）をみよ。

第5表 藤井寺農協共同耕作部加入農家の構成

— 昭和35年度 —

自作耕地 広狭別	加入程度別			計
	満反	5反	3反	
3	満反	5反	3反	16戸
3	5反	3反	3反	11
5	10反	3反	3反	10
10	以上	3反	3反	1
計				35

備考 加入耕地は昭和35年50,708町, 36年83,501町, 農林省農林経済局『農業の企業化の現状と問題点』54~5頁より引用。

(7) 戦前の事例だが愛媛県の余土村共同経営組合では、はじめ水田の表作のみならず、裏作麦をも共同化していたが、麦価格の低落のため組合員にたいする労働一日当り分配額が減少したので、大正一五年から裏作麦を共同経営から外して個別経営にゆだねたことがある(『帝國農会』『農業共同経営調査書』二六五頁)。

(8) このハンディキャップは次の点でもあらわれる。借入金利や地価(地代)や賃銀の昂騰にたいして、個別経営は小農的自己搾取であるていど適応するが、共同経営ではそれが難しい。共同経営にたいする制度融資の条件がとくに問題にされる根拠のひとつはここに存する。

(9) A たとえば全面共同経営方式による水田作農法革新の見本として知られた庄内の大成農場のばあいも、この方式は当面農法革新の容器としてよりも、三町層農家の危機対策のための農家経済計画化の容器として役立つものであった。この点を同農場の初年度の失敗と次年度の再発足との経過が実証している。

B 大阪の藤井寺農協を主体にした稲作の部門共同経営は、その労力がすべて雇傭労力であり、耕作規模をも年々広げている点で、資本家企業にいちばん近い性格のものとして発展しているかのようだが、加入農家は、生産力展開の主体性を完全に喪失した土地持ち労働者層である。第五表をみよ。共同経営の農法内容をみても、耕地は六七カ所に分散しながら、いずれは農外に転用されるものなので集団化できず、農法革新の展望を喪失している(『全国農協中央会』『農業共同経営の実態——収益性と問題点——』二八六頁)。これと類似の傾向は、大型の乗用トラクタや穀乾燥調整施設による農協主体の組合請負作業のばあいに存在する。ここでも受益者層は、生産力展開の主体性をうしなつた兼業農家層に傾斜している。

これらの共同化事例は、共同化の形態が生産関係として近代化(資本主義化)したものであればあるほど、農業生産力展開の基本線から逸脱したものだといふ逆説すら成り立ち兼ねないことを示唆している。

(研究員)